

取手市立中学校の生徒の自死事案に係る  
再発防止策の提言

(検討の経緯について)

令和元年●月●日

取手市いじめ問題専門委員会

## 【本書面における用語一覧】

- ・ 平成27年11月に取手市立中学校3年に在籍していた女子中学生：本件生徒
- ・ 茨城県教育委員会：県教委
- ・ 取手市教育委員会：市教委
- ・ 本件生徒が在籍していた中学校：本件中学校
- ・ 本件生徒が所属していたクラス（3年3組）：本件クラス
- ・ 平成28年3月16日に市教委のもとに設置された調査委員会：旧調査委員会
- ・ 取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査委員会条例に基づき設置された調査委員会：県調査委員会
- ・ 県調査委員会が発表した報告書：調査報告書
- ・ 取手市いじめ問題専門委員会：本委員会
- ・ この再発防止策の提言：本提言
- ・ 県教委県南教育事務所の学校教育課生徒指導班長：県南教育事務所生徒指導班長
- ・ 本件生徒の中学3年次の担任：担任教諭
- ・ 平成27年7月6日に実施された記名式アンケート：本件アンケート
- ・ 本件アンケートにおける「あまりそう思わない」又は「そう思わない」の選択肢：本件選択肢
- ・ 平成27年10月中旬の本件クラスにおける席替え：本件席替え
- ・ 本件生徒の自死後に対応したスクールカウンセラー：本件SC
- ・ 本件SCが平成27年11月11日に教職員に配布したメモ：本件SCメモ
- ・ いじめの防止等のための基本的な方針：文部科学省の基本方針
- ・ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン：重大事態ガイドライン

### 1 課題との再発防止策との対応関係の一覧

再発防止策を検討するためには、本件事案のどの事実に基づき再発防止策を提案しているのかという対応関係を明確にする必要がある。本件事案における各問題についての再発防止策は、以下の通りである。当該事案における再発防止策を導き出す検討過程については、2以下で詳述している。

本件生徒の自死に至るまでの問題と再発防止策	
「携帯持ち込み事件」における本件生徒への指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教員各自の指導の在り方を見直す機会の設定</li> <li>● 個々の生徒への指導の前後に教員間で具体的な指導内容まで協議すること</li> <li>● 個々の生徒への指導にあたっては二人以上の複数体制で対応すること</li> </ul>
7月のアンケートでいじめに懸念を表明した生徒に対応しなかったこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アンケートの後（特に気になることを記載した生徒は直後）に必ず面談の時間を設けること</li> <li>● 教員間で調査結果の確認の時間を必ず設けること</li> <li>● 教員の対応の明確化</li> <li>● （補足）アンケート内容の改善等</li> </ul>
生徒が担任教諭以外の教員に助けを求める制度がないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 複数の教員で生徒を見ることができるシステム（全員担任制・複数担任制等）の導入</li> <li>● 生徒の外部への相談先の確保及び相談方法に関する指導</li> <li>● S T O P i t の活用</li> </ul>
本件生徒とAが一緒にいることについての教員の違和感を共有できなかったこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教員間の情報共有システムの構築</li> <li>● 研修及び教員間の情報共有の実施（特にAと本件生徒の関係について）</li> <li>● 複数の教員で生徒を見ることができるシステム（全員担任制、複数担任制等）の導入</li> <li>● 生徒の抱える課題や悩みを捉え対応する教育相談部会システムの構築</li> </ul>
担任教諭が誤った進路指導をしたこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出願が少ない高校についての情報共有の徹底</li> <li>● 不適切な進路指導についてのリスクの研修</li> </ul>
本件生徒が授業に遅刻	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教員向けの研修（指導方法、不公平な指導の影</li> </ul>

したときに、他の生徒も授業に遅刻したにもかかわらず本件生徒のみが理不尽に叱責されたこと	<p>響)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生徒の抱える課題や悩みを捉え対応する教育相談部会システムの構築</li> </ul>
Eの横に本件生徒を座らせたこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 座席配置の影響についての研修</li> <li>● 生徒の抱える課題や悩みを捉え対応する教育相談部会システムの構築</li> </ul>
個別アルバムへの書込み、「くさや」発言、ロパク、仲間外しのいじめ行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>● いじめの態様等についての知識の習得</li> <li>● 生徒に対するいじめ予防授業（具体的な対応手段の周知、人権意識の向上）</li> <li>● 生徒へのメッセージの共有の徹底</li> <li>● 他の教員や学校の外部に対して通報することができる仕組みの構築</li> <li>● 遺族に返却すべきものの徹底的な確認</li> </ul>
ガラス破損の指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事実調査・連帯責任についての研修の実施</li> <li>● ルールの明確化</li> <li>● 外部機関への相談</li> </ul>
3年間学年主任が異なる教員であったこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中学2年生時と中学3年生時の学年主任を可能な限り固定すること</li> <li>● 学年間の教員同士の支え合い</li> </ul>
本件生徒の自死後の問題と再発防止策	
自死直後に、保護者や生徒に対して適切な対応がとれなかったこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村教育委員会において自死事案が生じた場合のスクールカウンセラーの派遣の原則化</li> </ul>
市教委が重大事態として判断をしなかったこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市教委職員に対して、いじめ防止対策推進法及びガイドラインに係る研修実施</li> <li>● スクールロイヤーの設置</li> <li>● 定期的な法令順守体制のチェックの実施（いじめ問題専門委員会における積極的な情報開示等）</li> <li>● 文部科学省や、茨城県外のいじめ防止体制が充実した自治体や文部科学省からの出向等に</li> </ul>

	<p>よる外部人材の積極的な登用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 重大事態の判断において市教委が学校とも協議・連携することの徹底</li> </ul>
学校・市教委の調査においていじめの事実が出なかったこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教員及び教育委員会職員に対して、カウンセラーの守秘義務、カウンセリングの性質、カウンセラーとの連携の方法、いじめの調査方法、調査範囲についての研修を実施</li> <li>● スクールロイヤーの配置</li> </ul>
重大事態に該当しないと決議したこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育委員会事務局による法的根拠の資料の提供等</li> <li>● 教育委員に対する注意喚起</li> <li>● スクールロイヤーの設置</li> <li>● 総合教育会議，教育委員会議及びいじめ問題専門委員会への定期的な報告</li> </ul>
旧調査委員会が調査内容が記録されている資料を全て廃棄したこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資料保管の定めを第三者委員会の設置要綱に盛り込むこと</li> </ul>

## 2 本件における課題の検討

### 2-1 本件における課題の検討のフレーム

再発防止策は、本件事案において発見された「課題」を解決するための施策である。そして、「課題」とは、理想と現実の差異を指すということを前提として、本委員会は、再発防止策の提示にあたって、以下の①ないし④の検討過程を経て検証を進めた。

- ① 事実（本件事案における事実の確認）
- ② 理想（①の事実と対比される理想状態の明確化）
- ③ 原因（①と②の差が生じた原因の分析）
- ④ 再発防止策（③の分析に基づいた再発防止策の策定）

すなわち、まずは、①本件事案の「課題」を明確にするため、調査報告書で指摘された本件の学校現場及び教育委員会の対応で問題があったと評価された行為について時系列順に事実確認をする。その事実確認については、調査報告書記載の事実を基本としつつも、再発防止策の検討に必要な範囲において本委員会においても追加で調査を実施し、それらの調査で判明した事実も基にしている。

次に、②調査報告書で指摘された問題行為に対し、理想状態はどうあるべきだったのかを検討する。この理想状態を提示するにあたっては、抽象的な「理想」を掲げても、具体的な対応策に落とし込むことは困難であるため、当該場面において、誰が、どのように行動する必要があるのかを個別具体的に検討する。

そのうえで、③理想と実際に起きた事実の差が何故生じたのかを分析し、④本

件再発防止策として提案すべき内容を検討する。

なお、本委員会による調査の結果新たに判明した事実については斜体で記載している。

## 2-2 本件生徒が自死に至るまでの各過程における問題点とその対策

### 課題① 「携帯持ち込み事件」における本件生徒への指導

#### 課題①—事実（調査報告書13頁，61頁）

平成27年6月にAが学校に携帯電話（スマートフォン）を持ち込み、当該携帯電話で撮影した写真をSNSに投稿した。当該事実が発覚した後、担任教諭は、持ち込みが禁止されている携帯電話を使用している場に一緒にいた本件生徒に対しても、Aと「同じように悪い」と指導した上で、Aが今後同じことを繰り返さないよう様子を見てほしいと依頼した。

#### 課題①—理想

この点、調査報告書61頁も指摘しているように、学校規則によりそもそも携帯電話の持ち込みが一切禁止されている以上、持ち込んだ生徒のみならず持ち込んだものを使用している場に一緒にいた生徒に対しても指導することは一定の合理性を有する。しかし、学年の各教員が、「携帯電話を持ち込んだ生徒、写真に写っていた生徒、周りで見っていた生徒、というように分けて指導することが必要」であり、「関与の程度に応じて指導方法を変えることが賢明」と判断していたように、そもそも持ち込みをした生徒とその場に一緒にいた生徒とでは、規則違反に対する責任は異なるのであるから、各自の責任に応じた指導をしなければ、生徒間に不公平が生じるのは当然である。さらに担任教諭の行った指導内容について、本件生徒が「そんなことできるわけではない。みんな持ってきているのに、私がそんなことを言ったら逆にいじめられる。」と強く反発していた（調査報告書14頁）ことからすれば、担任教諭の指導は、「みんな持ってきている」という学校の実態と生徒同士の関係性から乖離した実現可能性の低い理不尽なものであったと言える。しかも、担任教諭は、今後Aが同じことを繰り返さないよう本件生徒に生徒を指導させるような依頼までしている。このような指導態様は、生徒からすれば、そのような期待をされることに大きな心理的負担を感じるとともに、担任教諭に自身の困り具合を伝えても理解してもらえない可能性が少なくと受けとめ、担任教諭への信頼を失わせるものと言える。

本件生徒が担任教諭から理不尽とも評価できる指導を受けた携帯持ち込み事件は、担任教諭が本件生徒にとって、学校生活における悩みや不安を打ち明ける相談相手になりえなかった理由を象徴する事実の一つという点で、重要な事件である。

以上のような考察を踏まえれば、本来あるべき指導の在り方としては、もしも他の生徒が規則違反をしている現場を目撃した場合には、生徒にその関与の程度に応じ、自分の立場で何ができたかを教員と問答を重ねながら、現実的な解決策を考えさせ、今後はその解決策を生徒が実践できるよう教員が励まし援助する等の指導内容が考えられる。

#### 課題①—原因

担任教諭もしくは他の教員が上記のような指導を行うためには、そもそも①「携帯電話を持ち込んだ生徒」と「その場に一緒にいた生徒」とでは、関与の程度に応じて指導内容を変えなければならないという認識と、②その認識に基づいて責任と実態に応じた適切な指導内容を考案でき、③当該指導内容を適切に実行できることが必要である。

この点、本件担任教諭にはそもそも①の認識が欠けていたように思われ(本件担任教諭は、その他の指導、たとえば授業の遅刻やガラス破損事件においても見られるように、生徒一人ひとりの事情や経緯に向き合うことなく、一緒に行動していた生徒も大雑把に連帯責任と捉え、指導する傾向があったようである。)、それ自体、教育者として大きな問題があろうけれども、ここでは担任教諭の性格・思考の特性、過去の経験等の個人的な資質に立ち入り批判的に分析することはしない。なぜなら、そのような批判をすることは簡単であるが、本提言が今後の同種事案において有効な再発防止策を提示することを目的としていることからすると、個々人の教員の性格や思考の特性にばらつきがある場合にも、本件と同じ結果を確実に回避できる対策を検討することのほうがより重要と考えるからである。

その観点から、本委員会としては、携帯持ち込み事件で関係した生徒の立ち位置が判明した段階で、「学年の各教員の共通意識としては、携帯電話を持ち込んだ生徒、写真に写っていた生徒、周りで見えていた生徒、というように分けて指導することが必要と考え、関与の程度に応じて指導方法を変えることが賢明と判断した」という点にまず着目したい。すなわち、担任教諭以外の教員は、少なくとも、①関与の程度に応じて指導方法を変えるべきであることを認識していたのである。そのため、携帯持ち込み事件に関し、担任教諭が他の教員と連携して具体的な指導方法についても確認した上で指導を行っていたら、本件生徒が「同じように悪い」と担任教諭から指導されることをそもそも回避できたか、事後的にでも指導内容が是正された可能性が高い。

また、関与の程度に応じた指導内容の変更が当然の指導の在り方であるとの認識を教員間で日頃より共有しておくことが、本件担任教諭が有していた安易な連帯責任の発想を排除するうえでも有効であっただろう。

以上より、携帯持ち込み事件のような関与の程度の異なる生徒がいた場合に、担任教諭を含む各教員が、責任と実態に応じて指導内容を変えるという認識を確実に共有し、連携して一貫した指導を行うにはどのような対策が有効かについて以下検討する。

#### 課題①—再発防止策

##### 課題①—再発防止策 1 教員各自の指導の在り方を見直す機会の設定

まず、関与の程度の異なる生徒に対しては異なる指導を行うべきなどの指導の在り方に関する認識を確立するには、外部講師を招いての指導の在り方に関する研修や教員同士でのロールプレイ研修を行い、自分の考える指導方法や指導に使われる言葉が適切かをチェックする機会を設けること、及び、学年会などの教員が集まる機会において日頃から関与の程度に応じた指導の在り方について教員同士で情報交換を行うことが考えられる。

特に、後者については、経験を積んだ教員が複数いれば、日頃の情報交換の場を有効に使うことで、質の高い指導の在り方についての学び合いにより、教員全体の指導の水準を引き上げることができる点で、その意義は大きい。さらに、教員同士の意見交換が日頃から行われることで、各教員は、チーム学校に所属する他のメンバーである個々の教員の思考の傾向や特性をも把握することができ、チームでの対応がより適切になることも期待できる。なお、多くの教員は一人一人が教育のプロフェッショナルであるという自負を有しているから、互いの学級運営や具体的な生徒指導の在り方に口出しをするのは他の教員の領分を侵すことであると感じ、心理的障壁があるという実情があることは否定できない。そのような実態があるときは、自分達が当事者ではない別の実際にあつた事案(数多くの学校の裁判例や第三者委員会の調査報告書など)を題材に、教員間であるべき指導について意見交換することをまずは推奨したい。

上記のような日頃の研修や意見交換の機会があつたにもかかわらず、担任教諭の指導に関する不適切な認識を変えることができなかつた場合に、次いでどのような対策が取られていけば不適切な指導を防止ないしその影響を最小限にできたかを検討する。

#### 課題①—再発防止策2 個々の生徒への指導の前後に教員間で指導内容を協議すること

まず、携帯持ち込み事件のように、規則違反が比較的重大な部類で、多くの関係生徒がいた場合の指導を行う際には、各生徒に対してどのような内容及び態様で指導を行うのか、指導にあたる教員全員で協議し、具体的な指導内容を一貫したものにした上で指導を行うことが考えられる。すなわち、携帯持ち込み事件で言えば、単に生徒を「区別して指導する」というにとどまらず、教員間で指導方法・内容等も含めて詳しく合意をしておくことが考えられる。また、指導を行った後も、どのような指導を行い、生徒の反応はどうであつたのか等を教員同士で報告・共有し、その後も生徒の様子に気を配り、指導の効果について継続的な見守りを行うようにすべきである。

もちろん、あらゆる生徒指導を行う際に、生徒指導の方法・内容について逐一議論し、多数の教員で合意を得るといふようなことは現実的ではないであろう。しかし、少なくとも、本件のような、規則違反が比較的重大な部類で、関係当事者が多数にわたるような場合には、指導にあたる複数の教員が上記のような方法で連携して生徒指導に当たる必要があると考えられる。

#### 課題①—再発防止策3 個々の生徒への指導には二人以上の複数体制で対応すること

最後に、生徒指導にあつては、可能な限り他の教員と組んで行うことで、不適切な指導の抑止を制度化することが考えられる。この点、日頃の生徒の問題行動の多寡には学校間で格差が存在するであろうし、本件事案の学校のように、「学校全体として生徒指導上の課題を抱えていた」(調査報告書10頁)場合に、自分の受け持つ生徒の問題行動のほかに同僚教員が担任を務める学級に所属する生徒の問題行動にまで対応しなければならぬという意味では、複数体制を取る余力が学校現場にあるのかという指摘は当然想定される場所である。



しかし、複数体制で指導にあたれば、一人の教員の指導内容の偏りを均すことができるというメリットは大きく、他方、一人の教員にかかる精神的負担自体は軽減し、生徒に向き合う心のゆとりを生む可能性があるし、それまでの一人指導体制では問題行動が収まらない場合の解決策となることも軽視すべきではない。複数体制による指導は、生徒指導上の課題を抱える学校には教員の加配を行うことを視野に入れても、採り入れる価値が大きい施策であると考えられる。

## 課題② 7月のアンケートでいじめに懸念を表明した生徒に対応しなかったこと

### 課題②—事実（調査報告書59頁）

平成27年7月6日に実施された記名式アンケート（本件アンケート）では、本件クラスの36名のうち回答があった33名の中で、「先生は生徒の相談に親切にに応じている」との項目に対し、「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した生徒が11名いた。また、「いじめなどを心配しないで安心して生活している」というアンケート項目について「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した生徒が3名いた。しかし、担任教諭は、これらの生徒に対し、どのような事実に基づいてこのような回答をしたのか、ということの聴き取りを行わなかった。

アンケートの結果については、各担任が集計した後、各学年主任及び生徒指導主事に集められ、最終的に、校長及び教頭も全校のアンケートの集計結果を確認をしていた。しかし、特に本件クラスについて個別に把握していた訳ではなかった。

### 課題②—理想

#### 課題②—理想1 担任教諭としての対応

まず、担任教諭は、本件アンケートの結果を踏まえ、「いじめなどを心配しないで安心して生活している」というアンケート項目について「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した生徒との面談を設定し、どのような事実に基づいて、いじめを心配しているのか確認すべきであった。

#### 課題②—理想2 他の教員・管理職としての対応

課題②—事実のとおり、管理職については、本件アンケート結果について、全体的な集計結果については確認していたものの、本件クラスのアンケート結果についてまでは認識をしていなかった。

基本的には、クラスごとの対応については、各クラスの担任及び学年主任等が責任を持って対応すべきであるが、抜け漏れがないように、管理職においても各学年のクラスごとに、大まかに内容を確認し、必要に応じて、学年主任及び担任に対して、クラスの運営状況や指導方法を確認し、もし個別の聴き取りなど必要な対応がとられていなければ、担任教諭を促し、連携して聴き取りを実施すべきであった。

また、確かに、本件アンケートが実施された7月初旬の時点においては、本件生徒とAの交友関係が非常に流動的であり、本件アンケートによりその微妙な関係性を教員が感知することは困難だったと思われる。しかし、管理職は、アン

ケート結果から、本件クラスの3分の1（33名中11名）の生徒が「先生は生徒の相談に親切に応じている」との質問に対して、「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答している点から、本件クラスにおいて、生徒と教員の信頼関係が構築できておらず、アンケートでは生徒が抱えている悩みを教員が十分認識することが困難である可能性を十分に認識し得たものと考えられる。管理職は、このアンケート結果を把握した時点で、担任教諭や本件クラスを受け持っている各教員にクラス運営の実情を聴き取り、必要に応じて本件クラスにサポート教員を加配する、本件クラスを担当している他の教員に積極的に状況把握や情報共有を促すなどの対応をとれば、複数の教員が生徒の日常的な様子や変化に細心の注意を注ぐことができ、7月以降の本件生徒とAの関係の変化にも気づくことができた可能性や、教員からの見守りを認識した他の生徒から、いじめに関わる情報もたらされた可能性も否定できない。

## 課題②一原因

### 課題②一原因1 担任教諭について

まず担任教諭によって実際の対応（課題②一事実）が行われた原因について分析すると、①本件アンケート調査の結果を踏まえ、何らかの対応が必要であるとの認識がなかった、②何らかの対応をとる必要性は認識していたが、その対応方法が分からなかった、③対応の必要性及び具体的な対応方法も認識していたものの、何らかのやむをえない事情で対応できていなかった、の可能性が考えられる。

最初に、①については、もしも担任教諭が不適切にもこのような認識を持っていたとすれば、このような認識を許容する学校の体制にも問題があると考えられる。すなわち、学校として、アンケートをとる意義やアンケート結果に対する対応方法を策定し、周知していれば、担任教諭が誤った認識を持っていたとしても是正されたはずである。

次に、②については、担任教諭の知識の不足を指摘するものである。この点、たとえ学校としてアンケートへの対応方法についての基準が策定されていなかったとしても、アンケートの結果、いじめを心配している個別の生徒への聴き取りを行う必要があるなどの知識は、通常、教員個人の自学自習による獲得のほかは、研修や教員同士の情報交換において共有されるべきものである。しかし、後述の通り、取手市の研修においては、このようなアンケートの活用方法など、アンケートへの対応についての研修は行われていなかった。そのため、そのような知見を提供できる教員が周りにいるかどうか依存してしまうことになった。また、学年教員同士でアンケート結果を共有しながら、他の教員が担任教諭に対し、本件アンケート結果について何らかの協議を持ちかけたなどの事情が見られない点は、本件中学校において、クラス運営が各担任教諭に閉鎖的な独立性をもって委ねられていたことを示している。なお、担任教諭が本件中学校に赴任して7年目のベテラン教員であったということが、担任教諭からすると、他の教員に質問や協議をしづらい心理的な障壁を生んだ可能性もある。

最後に、③については、アンケート調査の結果を踏まえた対応の必要性は認識し、その対応方法も具体的に認識しているものの、対応できなかった何らかのや

むをえない事情というものは特段調査報告書でも指摘されていないことから、③の可能性については検討しない。

#### 課題②—原因2 他の教員・管理職について

他の教員や管理職が、何ら対応していなかった原因としては、①本件アンケート調査の結果を確認していなかったこと、②本件アンケート調査の結果を確認したが、何らかの対応が必要であるとの認識がなかったことが考えられる。

なお、アンケートについては、「先生は生徒の相談に適切に応じている。」との質問に対して、3年1組、4組はそれぞれ「あまりそう思わない」又は「そう思わない」（本件選択肢）を選んだ生徒はそれぞれ17%及び18%でしかなかったものの3年2組では32人中11人（34%）が本件選択肢を選択していたことが認められる。また、中学3年生の時点で本件選択肢を3割以上の生徒が選ぶことも珍しいことではなかった（平成25年度は4クラス中1クラス、平成26年度は4クラス中3クラス）こともあり、特に「本件クラスの3分の1の生徒は、教員が生徒の相談に親切に応じていないと思っていること」（調査報告書11頁）が目立たなかったとも考えられる。

#### 課題②—再発防止策

##### 課題②—再発防止策1 アンケート実施後に各生徒との面談を設けること

まず、①について、仮に担任教諭がアンケート調査の結果を踏まえ、何らかの対応をとることの必要性を十分に認識していなかったとすれば、それは、同アンケート結果を共有されていた他の学年教員を含む学校全体で、そのような認識を許容する雰囲気ないし制度があったということでもある。

しかし、このようなアンケート調査を行う意義の一つは、教員の目が届きにくいクラスの水面下で生じている問題を、アンケートの形で生徒が教員に情報をもたらしやすくするということがある。つまり、アンケート結果を認識した教員としては、得た情報をクラス運営に資するように活用しなければ、アンケートを実施する趣旨が没却される。学校としては、アンケート調査を行う意義が全教員に理解されるよう、周知徹底する必要がある。

また、アンケート結果を踏まえて何らかの対応を取る必要があるかどうかの基準を、担任教諭個人の裁量にゆだねれば、各教員により対応に差が生じてしまうから、学校全体として、対応の基準を策定しておくべきであったと言える。具体的には、いじめ調査アンケート実施後に、担任教諭が生徒全員との面談を実施することを学校として制度化することが考えられる。その際、教員によって面談の内容や質に大きな差が生じてしまわないよう、面談で聴取すべき内容（例えば、「いじめなどを心配しないで安心して生活している」というアンケート項目について「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した生徒については、その具体的な内容について確認する等）についても、ある程度学校又は教育委員会で定めておくことも重要と考えられる。

さらに、面談については、担任との信頼関係が十分に構築できていない場合には、担任に対して悩みを打ち明けるのは難しいと考えられる。そのため、生徒が面談する教員を選ぶことができるようにすることも重要である。

##### 課題②—再発防止策2 教員間でアンケート結果の振り返りを行う時間を必ず

## 設けること

担任教諭が、①が原因で対応をしなかった場合、他の教員が担任教諭に対し、アンケート結果についてどのような対応をとるのか等の確認をしていれば、担任教諭は対応の必要性を認識できたと思われる。また、担任教諭が②が原因で対応をしなかった場合、教員同士でアンケート結果に対する対応を協議していたならば、具体的な対応方法についても他の教員の知見を活用することができ、担任教諭も具体的な対応方法を策定できた可能性がある。仮に、担任教諭が③が原因で対応をしなかった場合も、教員同士で連携できていれば、対応を阻害している要因について担任教諭が他の教員に相談することができ、場合によっては別の教員による面談などの解決策を実施できた可能性がある。

確かに、他学年においても、本件選択肢を3割以上の生徒が選ぶことはそこまで珍しいことではないが、特に、本件の場合、学年のクラスごとに見れば、3年2組及び本件クラスにおいて教員との信頼関係構築に課題を抱えており、対応策を検討する必要があることは明らかであるから、アンケート調査を実施した後、担任教諭が他の学年教員とも連携し、対応方法等について協議することができる制度になっていれば、いずれの場合も担任教諭が抱えていた問題を解消することができたと考えられる。そのため、アンケート調査を実施した後、生徒指導主事の責任において、教員（特に同学年）間で当該結果を共有するとともに、それへの対応を学年会や生徒指導部会で対応方針を協議することを、アンケート調査の一連の流れとして策定しておくべきである。また、アンケートで「いじめなどを心配しないで安心して生活している」という調査項目に「あまりそう思わない」「そう思わない」と記載した生徒への聴き取りの方法や聴き取りをした後の対応方針は、必ず協議しておくべきである。

## 課題②—再発防止策3 教員の対応の明確化

また、担任教諭だけでなく他の学年教員も、アンケート調査結果に対してどのような対応をとれば良いのか分からなかった場合をも想定して再発防止策を検討する（今後、同種の事案において、経験年数の浅い教員同士で、クラス運営やいじめへの対応の知見も充分蓄積しておらず、対応に苦慮することがある可能性も否定できない）。

この点、教員の知識や経験に対応が左右されることのないよう、学校及び教育委員会において、学校生活アンケートの活用方法についてのガイドライン等を定めることで統一的な対応ができるようにしておくことが考えられる。例えば、本件に即して言えば、以下のような内容を含めることが考えられる。

- 「いじめなどを心配しないで安心して生活している」との項目で、「あまりそう思わない」「そう思わない」との選択肢にチェックを付けた生徒がいる場合、その後の生徒との面談において、具体的にどのような事実に基づいてそのように回答したのかを確認する。
- 「先生は生徒の相談に親切に応じている」との項目について、「あまりそう思わない」「そう思わない」との選択肢にチェックを付けた生徒がいる場合は、担任以外の教員が当該生徒との面談を実施する。
- また、上記アンケート又は面談で顕出した問題点について、対応を教員同

士で協議し、改善策を実行していく。特に、上記の項目にチェックを付けた生徒が一定数を超えている場合には、個別の生徒の問題ではなく、教室全体の問題であると想定し、クラス運営や生徒指導の在り方の是正、サポート教員の配置等、教室全体へのアプローチが必要となることについて留意する。

また、管理職が学校生活アンケートの結果を確認する場合においても、「先生は生徒の相談に親切に応じている」との調査項目や「いじめなどを心配しないで安心して生活している」との調査項目についての各クラスの生徒の回答割合を分析し、生徒指導主事の責任において、異常値があれば、本件クラスの現状や対応方法について、学年会や生徒指導部会等で協議の場を持つようにすべきである。

#### 課題②—再発防止策4 補足（アンケート内容の改善等）

そもそも、本件中学校で実施されている学校生活アンケートの質問内容は、「身なりを正して生活できた」、「掃除（黙って清掃）に取り組めた」、「あいさつができた」、「時間を守ることができた」等となっており、教員が生徒の生活を管理するためにアンケートを実施しているかのような印象を受ける。しかし、学校で行われる生徒向けのアンケート調査とは、その時々の子供の生活状況のみならず、ストレス度合いなどの心理状況についても把握し、課題を抱える生徒を発見し、寄り添うきっかけを作るためのものである。その点からすれば、アンケート項目としては、身体に現れるストレス反応（不眠、だるさ、頭痛、腹痛、食欲の有無など）、気分の落ち込み・揺れ（不安、悲しい、憂うつなど）、行動面での現われ（イライラ、怒り、集中できないなど）を含むものとし、「人に自分の気持ちをわかってもらえない気がする」「誰にも相談しない」等、生徒の孤独感やストレスを感知できるような内容でなければならない。このような項目とすることで、生徒の些細な変化をもとらえて面談の内容を充実させることができると思われる。

また、生徒の回答のしやすさの観点からすれば、自由記述方式は生徒にとっては記載のハードルが高いと考えられる。そこで、自由記述欄を減らし、体調面や心理面についての質問項目を新たに導入し、3件法（回答の選択肢が3つある回答方式）で○をつけて回答するといった方法等も考えられる。

さらに、アンケートにおいて、相談したい教員を記載することで、生徒にとってはより相談しやすい体制になると考えられる。本件中学校及び市教委においては、アンケート内容を改善し、生徒が相談したい教員を希望できるようにしているとのことであり、当該取組みを継続すべきである。

なお、いじめについてのアンケートと、教育相談に関わるアンケートは区別して実施することでそれぞれの実効性を最大限高めるべきである。

以上のような、アンケート内容の改善、アンケート後の面談の実施、アンケート結果への対応について教員間での連携・協議は、本件中学校がいじめの早期発見のための取組として掲げている、「組織での検討」、「学校生活アンケートの実施」、「教育相談の充実」の各提言を具体的行動に落とし込んだものと考えられる。今後、教育委員会及び学校の管理職は、このような具体的な施策の趣旨を

よく理解した上で、いじめ防止のための取組として実行していくことが重要である。

### 課題③ 生徒が担任教諭以外の教員に助けを求める制度がないこと

#### 課題③—事実（調査報告書11頁）

本件アンケートでは、クラスの3分の1の生徒が「先生は生徒の相談に親切に応じている」とは感じていないことが明らかとなったが、そのような担任教諭と生徒の信頼関係が十分に構築されていないと思われる環境のなかでは、本件生徒がいじめの事実を担任教諭に相談し、サポートを求めようという気になれなかったのも仕方ないことと思われる。しかも、担任教諭は、6月の携帯持ち込み事件でも不適切な連帯責任を負わせる指導を本件生徒に対して行い、本件生徒からの信頼をすでに一定程度失っていたと思われる。加えて、7月及び10月の席替えにおいては、指導困難な生徒Eに対する十分な指導を怠り、それを補完する役割を本件生徒に負わせる座席決めをしたことも問題であった。いじめを助長したと言える担任教諭に対し、本件生徒が信頼を失い、いじめの相談をする気にならなかったとしても当然のことと考えられる。

本件生徒のように、何らかの事情により、自分のクラスの担任教諭が相談相手として適切でないと考えられる場合でも、それに代わる相談相手となれる他の教職員が身近にいれば、その教職員を介して早期にいじめの情報がもたらされ、対応ができていた可能性がある。

この点、茨城県においても、平成19年度から24時間いじめダイヤル等が設置されていたり、県内の各学校にはスクールカウンセラーも配置されていた。しかし、平成27年度については、スクールカウンセラーについては学校だよりで一度掲載されたものの、当時これらの相談窓口の周知も十分にされていなかった。

#### 課題③—理想

本件事案に限らず、いかに有能な教員であっても、やはり生徒との相性もあることから、必ずしも、担任するクラスの生徒全員と万全の信頼関係を構築できるとは限らない。そのような可能性が常にあるのであるから、学校及び教育委員会としては、生徒が担任教諭以外の教職員とも気軽に相談できる環境を整備すべきであったと言える。

本件事案で、もしもそのような環境が整備されていれば、たとえば、本件生徒が7月にAとの関係に悩んだ時点、2学期に本件生徒、A及びFが授業に遅刻したときに本件生徒のみを理不尽に叱責した時点、7月及び10月の席替えによりHによるいじめが過激になった時点、あるいは、ガラスの破損事件できちんと事情を聞いてもらえなかった時点等のいずれかにおいて、本件生徒が他の信頼に足る教職員に相談することにより、学校が問題を把握して対処できた可能性が高い。

また、生徒が同じ学校の教職員には相談したくないと考えたときでも、生徒が1人で悩みを抱え込まずに済むよう、茨城県が設置している24時間いじめダイヤルや、スクールカウンセラーなどの相談窓口についての周知を徹底してい

ば、教育相談の専門家による支援につながった可能性がある。

### 課題③一原因

#### 課題③一原因1 担任教諭以外の教員に対し相談することの心理的障壁

通常、学校は、生徒が担任教諭以外の教員に対して自由に相談することを禁止していることはないと思われる。しかし、学校からそれを積極的に提案したり案内したりするようなことでもない限り、学級担任制を取っている以上、自分のクラスにまつわる悩みを他クラスの担任教諭に相談することに抵抗のある生徒もいると考えられる。

#### 課題③一原因2 相談内容の守秘に対する不安

本件中学校では、教科担当制により授業が行われていたから、本件生徒としても担任教諭以外の教諭との関わりが全くなかったわけではないが、それでも他の教職員への相談に至らなかった理由として、上述の心理的障壁のほか、クラスの問題を相談していることを、担任教諭や他のクラスメイトに知られてしまうことで状況が悪化するのではないかという懸念があった可能性がある。

### 課題③一再発防止策

#### 課題③一再発防止策1 複数の教員で生徒を見ることができるシステム（全員担任制・複数担任制等）の導入

生徒としては、前述のとおり、自分のクラスの問題を他クラスの担任教諭に相談しづらいと感じることが多々あると考えられるから、学校は、生徒が担任教諭以外でも相談しやすいと感じた教員に対し、自由に相談できる環境を整備したうえ（例えば、各教員に対し、生徒に対して積極的に声掛けをするように周知する等）、その旨を生徒に十分に周知することが考えられる。

また、相談内容が担任教諭やクラスメイトに露見して状況が悪化することを恐れる気持ちから相談できないということをなくすために、相談によりもたらされた情報の共有には、相談者である生徒の同意を必要とすることとし、その点も併せて周知されるべきである。

制度としても上記趣旨を實踐できるようにするために、例えば、千代田区立麹町中学校等で実践されている「全員担任制」（1週間ごとに担任、副担任を交代する、面談の際には相談する教員を選択できるようにする制度）や、複数担任制を導入することが考えられる。さらに、課題②一再発防止4で提案したとおり、アンケートに相談したい教員名を記載できるようにすることで、生徒にとっても、特定の教員以外にも相談がしやすい雰囲気醸成されることが考えられる。なお、既に本件中学校及び市教委のアンケートの統一フォーマットには相談したい教員名を記載できるようにしているとのことであり、継続的な取組が望まれる。

#### 課題③一再発防止策2 生徒における外部への相談先の確保及び相談方法に関する指導

他の教職員が相談内容を守秘することを以てしても、やはり同じ校内の教職員には相談できないと生徒が考えた場合への対処として、学校は、生徒に対し、外部の相談窓口（前述のスクールカウンセラー、茨城県24時間いじめダイヤル、取手市いじめ専用相談ダイヤル等）があることを周知徹底するとともに、相談方

法についても指導すべきである。具体的には、単にパンフレット等を配布することにとどまらず、パンフレット配布時には当該機関の利用方法や解決事例（どのように生徒の力になることができるのか）等についても説明するとともに、パンフレットは一部を教室の見やすいところに掲示すること等が考えられる。

#### 課題③一再発防止策3 匿名報告アプリ『STOP i t』の導入について

市教委は、本件事件の後、いじめなどの不適切な行為を匿名で報告・相談できるアプリ『STOP i t』を導入している。同アプリの大まかな内容は、まず、同アプリを利用した匿名の生徒から報告・相談があると、市教委に報告・相談があったことの通知がなされ、市教委のほうで何らかの対処の必要があると判断されれば各学校に指示・指導がされるというものである。

同アプリの利点は、①いじめの加害者・被害者以外の傍観者が、自分の名前を出さなくとも、いじめ抑止のための行動を取れること、②生徒が学校内部では問題を解決できる見込みがないと考えた場合でも、学校の枠を超えた支援を期待できること、③匿名で相談できるアプリという心理的抵抗が低い手段を提供できること等にあり、上述の課題③一原因1や課題③一原因2の観点からも、本件に関する再発防止策として、一定程度評価することができる。

もっとも、同アプリを使ったとしても、通報を受けた市教委が、適切に対処できなければ、学校内で起きている問題を有効に解決することはできない。そのため、通報を受けた担当者の力量に左右されず一定の対処ができるように、具体的な対応手順を明確にするとともに、担当者を複数名置き、研修を実施すべきである。

#### 課題④ 本件生徒とAが一緒にいることについての教員の違和感を共有できなかったこと

##### 課題④一事実（調査報告書12頁，60頁）

調査報告書12頁，60～61頁では、複数の教員が、「本件生徒とAが一緒に行動する様子を見て、違和感を抱いて」おり、「本件生徒がAほか周囲の生徒を気にして思うように行動できない様子を目撃していた教員もいた」ことが指摘されている。しかし、そのような違和感に基づき、他の教職員が何らかの対処をしたという形跡はない。

##### 課題④一理想

調査報告書61頁にもあるように、性格が全く正反対の生徒同士と一緒にいるからといって、直ちにいじめの関係性を疑い介入するということは難しいかもしれない。しかし、本件においては教員間の情報共有を密にして、本件生徒の様子に注意を払うようにしていれば、本件生徒の悩みにも気づけた可能性が高い。また、教員は、Aに対する指導のあり方を検討するなかで、Aと一緒に行動していた本件生徒との関係性にも注視していれば、やはり本件生徒の様子を見守ることはできたと考えられる。

そして、本件生徒の様子に注意を払い、気にかけていることを本件生徒に伝えて信頼関係を築けた教員が誰か一人でもいたならば、本件生徒は、Aとともに授業に遅刻した際に担任教諭から受けた理不尽な指導や、席替えによりEの隣に



なりいじめが苛烈になった際にも、信頼できる教員に相談することができていた可能性は否定できない。

#### 課題④—原因

##### 課題④—原因 1 情報共有の場や手段の不足

本件では、担任教諭以外の教員が本件生徒とAの関係性について違和感を抱き、本件生徒がAほか周囲の生徒を気にして思うように行動できない様子を目撃していた教員も存在していた事実が認定されている（調査報告書60～61頁）。しかし、そのような教員が担任教諭や他の教員との間で本件生徒に関する情報を共有をした形跡はない。その原因の一つとして、情報共有が必要な教員同士での会議が適宜あるとは限らず、適切な情報共有の場や手段がなかったことが考えられる。

##### 課題④—原因 2 サポート方法の知識の不足

また、本件生徒の様子に少しでも気がついていた他の教員も、自分の立場からどのようにサポートすれば良いのか確信が持てず、対応が後手に回った可能性も考えられる。

#### 課題④—再発防止策

##### 課題④—再発防止策 1 教員間の情報共有システムの構築

まず、課題④—原因 1 への対応として、教員がある生徒の様子が気になった場合に、直ちに教員間で情報が共有されるよう、校内LANを活用して教員間の情報共有ドキュメントを作成し、常時更新されるようなシステムを構築すべきである。

現代のIT技術では、複数名がログインし、同時にドキュメントの編集も可能なツールもあるため、このようなシステムを活用することで、教員間の情報集約コストを削減するとともに、迅速に生徒に関する情報を教員間で共有できるようにすべきである。もちろん、ただ目撃情報を書き込むだけでなく、他の教員がそれを確認し、どのような対処や指導が行われたのかということまで記入することとし、教職員全員でアフターフォローも行うべきである。この点は、取手市いじめ問題対策連絡協議会による再発防止策でも提案されているものである。

##### 課題④—再発防止策 2 研修及び教員間の情報共有の実施

次に、課題④—原因 2 への対応として、課題④—再発防止策 1 と同様、教員が適切なサポート方法についての知見を得るためには、他の教員や専門家から知識を得る機会を設けることが考えられる。

そのような機会としては、専門家を招いての研修を行う以外にも、日頃、教員同士の情報交換を行うことがまず重要である。教員同士の情報交換の場としては、上述の情報共有システム（課題④—再発防止策 1）が一つの端緒となり、書き込みを行った教員と当該生徒が所属するクラスの担任教諭同士で協議を行うことが促進されるであろうし、それらの教員が対応に苦慮していればそれがわかるようにシステム上に書き込めるようにしていれば、他の教職員がそれを見て助言することもできるようになると考えられる。

また、本件事案を題材とした研修を実施することで、担任教諭以外の教員が生徒の小さな変化に気づいたときにどのような対応をとるべきかについて、外部の専門家の知見を採り入れるだけでなく、同じ学校の教員同士で議論を行い、いざというときの人的連携を強化しておくことが考えられる。

#### 課題④—再発防止策3 複数の教員で生徒を見ることができるシステム（全員担任制・複数担任制等）の導入

また課題③—再発防止策1でも提案した全員担任制・複数担任制は、情報共有の促進の観点でも極めて有用である。特に、同制度の導入により、教員においても他のクラスの生徒を見る意識が生まれ、より情報共有が促進されると考えられる。

#### 課題④—再発防止策4 教育相談システムの構築

Aと本件生徒が一緒にいることについての違和感については、そもそも、そのようなことについて議論をする場がなかった。そのため、学校として本件生徒のサインに気付くことができなかった。

そのため、学校は、教育相談部会を設置し、そのような話題についても議論することができるようにすべきである。また、そのような教育相談体制の整備を積極的に推進すべく、各学校に教育相談主任を置くべきである。

#### 課題⑤ 担任教諭が誤った進路指導をしたこと

##### 課題⑤—事実（調査報告書15～16頁、62～63頁）

担任教諭は、平成27年7月に行われた進路に関する三者面談の際、本件生徒及び母親に対し、誤った理解に基づき、私立高校を第一志望とする場合、県立高校を併願することは認められていない旨を述べ、本件生徒の単願受験を認めるかどうかは、今後の生活態度を見て決めるという不適切な指導をしている（調査報告書15～16頁）。

しかも、担任教諭は、その後も本件生徒から指摘を受けるまで、指導が誤ったものであることを11月になるまで認識できず、さらに「結局は都内の音楽科の私立高校一本で行くんだろう」と思うようになっても、当該高校1校のみを受験することを認めることを本件生徒や保護者に伝えることをしなかった。

このような担任教諭の指導が、本件生徒に、進学のために学校を休むことができないと思い込ませ、いじめで苦しんだときも、学校を休むという選択をとれなくさせた可能性がある（調査報告書62～63頁）。

##### 課題⑤—理想

そもそも、本件中学校においては、私立高校を第一志望とする場合、県立高校の併願を認めないとの取扱いはされておらず（調査報告書23頁）、上記の担任教諭の指導は明らかな誤りであった。進路指導は生徒にとっては殊に重大な問題であるから、本来であれば、担任教諭は、本件生徒及び保護者の希望を聞いたうえで、それに沿う取扱いが本当に不可能なのかを入念に確認すべきであったと言え、その確認を怠らなければ、誤った指導を回避できたと考えられる。また、私立高校を単願とする場合は、確かに受験時の体調不良等のデメリットが考

えられるが、他方で音楽学校に進学する場合は、課題曲を習得するという普通科高校への進学の場合にはない負担もあるのは当然である。よって、担任教諭としては、音楽科に進学する場合の進路指導についてよくよく調査したうえで、知りえた情報や単願とすることのデメリットを伝え、単願とするか併願とするかの選択は、生徒やその保護者に委ねるべきであった。

また、7月の進路面談時やそれに近い時期に、担任教諭が調査不足から、誤った理解をもとに進路指導を行ってしまったとしても、遅くとも11月に、県立高校に確認した本件生徒から指導の誤りを指摘された後は、速やかに自分でも正確な情報を確認したうえで、指導の間違いを正すために保護者に連絡するべきであったと言える。もちろん、本件生徒から保護者に同じ情報が伝達されている可能性は高いが、担任教諭からも保護者に連絡する意義は、重要な進路指導の内容に誤りがあったことをきちんと謝罪することのほか、改めて、学校と家庭との間で、本件生徒がどのような進路を選択するのかについての理解を共通にしておくということにもあるから、やはり保護者への連絡を欠かすべきではなかった。

#### 課題⑤一原因

実際の対応（課題⑤一事実）に見られるような指導が行われた原因は、端的に言って、担任教諭が、音楽科に進学したいという本件生徒の希望に沿って、そのような進路に関しても、他の教職員とも連携して進路情報を入念に調査・確認し、正確な指導ができるよう準備することを怠ったことにあると考えられる。そこには、担任教諭に、生徒一人一人の立場に立って、その進路の希望を応援しようというような親身な相談者たるべき意識が欠如していたということ、進路指導が与える生徒への影響の大きさを軽視していたということもあるであろう。しかし、そのような担任教諭の意識や誤った理解を是正できなかったのは、他の教員との間で進路に関する情報共有ができていなかったこと、また、教育委員会での研修・通知等が十分機能しなかったことも原因と考えられる。

#### 課題⑤一再発防止策

##### 課題⑤一再発防止策1 進学者が少ない進路についての進路指導に関する情報共有の徹底

まずは、本件生徒が音楽科進学を希望したように、当該学校で多数の生徒が選択する進路とは異なる進路を希望する生徒については、担任教諭1人の進路指導の経験や情報の蓄積だけで対応するには限界もあることから、教職員全体（少なくとも中学3年生の担任教諭ら）で情報を共有し、誤った指導を行わないように注意を払うべきである。

本件でも、教員間（特に管理職との間）で情報共有を行い、指導内容について協議できていれば、本件生徒への進路指導のあり方についても事前に教員同士で確認できたはずである。

##### 課題⑤一再発防止策2 不適切な進路指導に潜むリスクの共有

本件事案でも、担任教諭の不適切な進路指導により、いじめで苦しんでいる中でも、進学のために学校を休んではいけないと思いきませた可能性があることからわかるように（調査報告書63頁）、とりわけ進路指導にあたっては、生徒

にとって重大な心理的影響を有するため、誤った情報を提供しないように細心の注意を払わなければならない。

その点、たとえば本件事案をもとに研修を行うなどして、不適切な進路指導が生徒や保護者に与える影響の大きさや、生徒や保護者の立場に立ち、その希望をできるかぎり尊重した進路指導を行うことの重要性について、認識を新たにできる機会を設けるべきである。

#### 課題⑥ 本件生徒が授業に遅刻したときに、他の生徒も授業に遅刻したにもかかわらず本件生徒のみが理不尽に叱責されたこと

##### 課題⑥—事実（調査報告書20頁）

調査報告書20頁によると、2学期になってから、本件生徒、A及びFが担任教諭の担当する英語の授業に遅刻してきた際に、当該3名を教室の前に呼び出したが、A及びFは指示に従わず、本件生徒のみ指示に従ったため、担任教諭は、本件生徒のみを叱責したとされている。その後、二度目の授業への遅刻があった後も、担任教諭は、一度目と同様に3人を呼び出し、当該呼び出しに応じた本件生徒のみを指導の対象とし続けた。担任教諭は、その場の指導をする限りで、本件生徒が2学期になって授業に遅刻するようになった理由を確認したり、追加でA、Fに対して指導を行ったりすることもしなかった。

このような担任教諭の指導の態様は、担任教諭の生活態度の評価によって、自らの進路が決まってしまうという思いを抱いている本件生徒を心理的に追い詰めた。また、クラス内の他の生徒に対して、担任教諭が「A及びFから軽く見られ、担任教諭が両名に対して何ら有効な指導をなし得ない」ということを公然と示す結果をももたらしたのである（調査報告書63頁）。

なお、教頭及び校長は、当該指導が行われた事実については認識していなかった。

##### 課題⑥—理想

##### 課題⑥—理想1 担任教諭について

まず、担任教諭としては、授業に遅刻してきた本件生徒を含む3名の生徒を叱責しようとしたにもかかわらず、そのうちの1名のみが教室の前に来た場合、対処に困ったことは想像に難くない。しかし、その場で呼び出しに応じた本件生徒のみを叱責の対象とすることは、不公平であって、生徒指導として妥当でない。

したがって、担任教諭は、まず、A、Fに対しては再度教室の前に来るように指示し、それでもA、Fが来なければ、本件生徒を自席に戻し、改めて全員を放課後に職員室等に呼出して指導を行うことが考えられる。

また、もしも担任教諭による指導では、A、Fに対して十分な指導の効果を上げられない場合には、他の教員に協力を依頼し、連携して指導を行うべきであった。

担任教諭が他の教員と連携するなどして、本件生徒以外のA、Fにも公平に指導することができていたならば、クラス内の他の生徒からの信頼も失わず、かえって、学校が一丸となって事態に対応する姿勢があることを印象づけることができた可能性がある。そうすれば、他の生徒も、正義感に基づき、AやFに働き

かけるなどのいじめ行為を抑止する行動をとっても、担任教諭や他の教員から守ってもらえるという安心感を抱き、いじめ行為を積極的に否定する行動をとれるようになることも期待できる。

#### 課題⑥—理想2 他の教員・管理職について

担任教諭の不適切な指導については、担任教諭から情報を得るのは困難であるから、他の生徒から話を聞かなければならない。そして、そのためには、教員が生徒との間で教員が信頼関係を構築されていなければならなかった。

他方で、担任教諭等の教員が7月時点で、生徒と信頼関係を構築することができていなかったことは、前述の学校生活に関するアンケート結果（課題②—事実（調査報告書59頁）参照）からも推察できることであり、少なくとも生徒指導主事はクラスごとの結果も把握しているはずである。

そのため、校長・教頭を含む他の教員は、そのような状況であることに鑑み、普段から、生徒の悩みを聴き取れるシステムを充実させ、生徒との間で信頼関係を構築していくことが必要だった。

#### 課題⑥—原因

##### 課題⑥—原因1 担任教諭について

担任教諭は、「学年が上がるにつれて、生徒との距離が心理的に離れてしまった」との感を抱いており、「生徒の方から担任教諭に腹を割って相談してくるという関係性が失われ、生徒に対する指導も上手くいかない状態となっており、その思いを抱いて日々生徒に対応していた様子がうかがえる」（調査報告書12頁）。

しかし、担任教諭が指導方法について他の教員に相談したとの形跡はない。

その原因として、まず、担任教諭が本件中学校に赴任してから7年目にあり（調査報告書11頁）、教職員の中ではベテランとみなされる立場上、他の教員に相談しにくい状況にあり、結果として有効な指導方法がわからないまま一人で抱えていたとも考えられる。

また、担任教諭に指導方法についての知識が不足していたことが考えられる。すなわち、生徒が指示に応じないという指導困難なケースにおいて、取り得る手段を思いつかなければ、とりあえず前に出てきた本件生徒のみを叱責するという対応を取らざるを得なかったとも考えられる（同時に、そのような指導を受けた一部の生徒に強い不公平感が生じることについての認識も欠如していた可能性もある）。

次に、担任教諭が、反抗的なAやFに対して粘り強く指導しなかったのは、度重なる指導によっても効果が見えないことへの無力感を持っていたという可能性も考えられる。このような心理に陥る場合、かえって従順な生徒に対しては強く叱責することもありうる。実際に、調査報告書12頁は、担任教諭には、問題行動に及ぶ生徒を「放置したり、無視したりする一方で、日頃ルールを遵守する生徒には厳しく指導する傾向が見られた」と認定している。

##### 課題⑥—原因2 他の教員・管理職の立場について

管理職の立場においては、そもそも、取手市内では、教育相談部会システムそ

のものが導入されている例がないことから、生徒の悩みを吸い上げるための方法について、十分な知見を有していなかったと考えられる。

### 課題⑥—原因3 補足

担任教諭から不公平な指導を受けたとき、本件生徒が他の教員に相談することもできたかという点について考察する。この点、本件生徒は、前述の通り、担任教諭の不適切な進路指導により、自分の生活態度に対する担任教諭の評価で進路が決まるとの思いを抱いていた。そのような本件生徒にとって、担任教諭の指導について他の教員に相談（告げ口）することで、担任教諭から不利益な取扱いをされる可能性を懸念し、相談をためらうことがあったとしても当然である。このような状況の中で、他の教員に相談する機会があったとしても、本件生徒から相談することは困難であったかと思われる。そのため、具体的な再発防止策を検討するにあたっては、本件生徒がおかれたそのような状況を前提に考えなければならない。

### 課題⑥—再発防止策

#### 課題⑥—再発防止策1 教員向けの研修（指導方法、不公平な指導の影響）

以上から、今後同様の不公平な指導が行われなくするためのには、①数名を指導しようとしたにも関わらず、一部の生徒しか指示に応じないという指導困難なケースが生じた場合、具体的な対応方法について教員間で協議する体制があること、②さらに、本件のような、一部の生徒のみを叱責するという不公平な指導を行った場合にどのような影響があるのかについて各教員が研修などで知識をつけることが必要である。

その際、単に、抽象的に上記のような内容を周知するのみでは、教員が実際に教室においてすぐに当該教訓を生かすことは困難である。そのため、研修においては、本件の具体的な事実経過及び不公平な指導が本件生徒やクラスに与えた影響について、調査報告書を活用して周知するとともに、具体的にどのような指導があり得るのか（例えば、その場では叱責せず、後で別の場所に来るように指示した上で、別の教員が対応する等）、教員間で協議し、情報を共有することが重要である。

#### 課題⑥—再発防止策2 教育相談部会システムの構築

本件においては、担任教諭は、他の教員と相談することに心理的抵抗があった可能性もあり、また、逆に、他の教員は、担任教諭から情報がもたらされない限り、指導の問題性について認識することは困難であったと考えられる。このような場合、教員が他の教員の指導について常に確認するような体制を整備するようなことは現実的でなく、教職員からの不適切な指導を含め、生徒が困っている状況を把握するシステムが必要である。

そのため、課題②—再発防止策4で提案した改善したアンケート等の活用により生徒が困っていることについて教員が積極的に情報を得るとともに、当該情報を共有するための会議体（教育相談部会等）及び教育相談主任を設置する等、生徒の困りごとに対して組織的に対応できるように教育相談部会システムを構築すべきである。

## 課題⑦ Eの横に本件生徒を座らせたこと

### 課題⑦一事実 (調査報告書16頁, 17頁, 64頁)

担任教諭は、7月中旬の席替えにおいて、本件生徒の席を、最後列窓側の、問題行動が見られたEの隣の席に配置し、本件生徒にEへの指導を補完する役割を担わせていた。また、10月中旬の席替え(本件席替え)においても、やはり本件生徒の席をEの隣に配置した。本件席替えにより、本件生徒に対するいじめが助長されることとなった。担任教諭は、本件生徒に対し、何らかの配慮をするということとはなかった。

### 課題⑦一理想

担任教諭が行った席替えについては、クラス運営上直ちに問題であるとは言えないかもしれないが、問題行動を起こす生徒の近くの席となった生徒には、生徒間トラブルに巻き込まれたり、学習に集中できる環境に弊害が生じたりといったことで多かれ少なかれ心理的負担が生じうることは想像に難くない。とすれば、担任教諭としては、問題行動を起こす生徒の周囲の席に配置した生徒について経過や様子の変化を注意深く見守り、異変があったときには直ちに話を聞くなど、きめ細やかな配慮をするべきであった(調査報告書65頁)。

また、本件席替えにおいては、本件生徒らは最終学年で翌年には受験も控えていたことを考えると、一人の生徒に負担が集中することが継続するような配置決めはできる限り回避すべきであったと言え、Eの隣には、別の生徒を配置すべきであった。仮に、やむを得ない事情から本件生徒をEの隣に配置したとしても、前述のとおり、当該生徒の経過観察、周囲の関係性へのきめ細やかな配慮は引き続き必要である。

また、担任教諭が本件生徒に対して気を配ることができていない場合には、他の教員が、席の配置等にも十分気を配って、本件生徒に対して話しかける等、きめ細やかに見るべきであった。

### 課題⑦一原因

上記のような対応がされなかった理由として、担任教諭は、Eの問題行動を抑えることに気を取られてしまい、本件生徒に対する配慮に思いが至らなかったことや、問題行動を起こす生徒の周囲の席に、指導を補完する役割の生徒を配置することのリスクを十分認識していなかったことが考えられる。

また、担任教諭が、Eに対する指導のあり方について他の教員とも協議していれば、席の配置決めに関しても、本件生徒に過剰な負担がかからないように配慮すべきという助言が得られた可能性もあるが、担任教諭が一人で抱え込んでおり、他の教員も、その状況を見過ごしてしまったためにそのような助言は得られなかった。

### 課題⑦一再発防止策

#### 課題⑦一再発防止策1 座席配置の影響についての研修

上述のとおり、担任教諭に本件席替えの際の配慮が欠けていた原因として、担任教諭が座席配置が生徒に与える影響を十分に認識していなかったことが考え

られる。そのため、このような事態の再発を防ぐためには、本件事例を題材に、以下の事項についての研修を実施し、問題のある生徒の周囲にあえて特定の生徒を配置することの是非について、十分に教員間で議論し、そのリスクやあり方についての見識を深めるべきである。

- 問題行動のある生徒の隣に生徒を配置する場合のリスク
- その場合の具体的なサポート方法（担任教諭としての注意事項，担任教諭以外の教員としての注意事項）

#### 課題⑦一再発防止策2 教育相談システムの構築

担任教諭や他の本件生徒に関わっていた教員は、Eの横に配置された本件生徒の負担を十分に考えるべきだった。本件クラスを受け持っていたのは担任教諭だけではない。そのため、誰か他の教員が本件生徒の異変に気付き、教員同士でその相談をすることができれば、本件生徒が受けている苦痛の原因を解明することができた可能性がある。

そのため、課題⑥一再発防止策2と同様に、課題⑦の再発防止のためにも、生徒の困りごとに対して組織的に対応できるように教育相談部会システムを構築すべきである。

#### 課題⑧ 個別アルバムへの書込み、「くさや」発言、ロパク、仲間外しのいじめ行為

##### 課題⑧一事実

##### 課題⑧一事実1 個別アルバムへの書込み（調査報告書17頁，60頁）

2学期になって、本件生徒の個別アルバムに、A及びHから、本件生徒に対する誹謗中傷の書き込みがなされているところ、個別アルバムは書き込みがなされた後、教員によって一旦回収されることになっていた。したがって、担任教諭が書き込みの内容を確認していれば、本件生徒に対する書き込みについても認識することができたはずであるが、担任教諭は書き込みの内容に気づくことができなかった。

また、本件生徒が自死した後も、担任教諭は個別アルバムの存在を教頭・校長等の管理職にも報告せず、保有していた。そして、平成28年3月に行われた卒業式において、各生徒及び保護者が回収することができるように、卒業式の会場の後方で全生徒の個別アルバムを陳列したことから、本件生徒の両親が個別アルバムの存在を知るに至った。

##### 課題⑧一事実2 「くさや」発言等（調査報告書18頁）

本件生徒は、ある時期から「くさや」と呼ばれるようになった。「くさや」は、TVのお笑い番組のネタがきっかけであったが、Fが言い出し、HやAも同調して繰り返し「くさや」と呼ぶようになった。「くさや」と呼ばれても、苦笑いなどをしてその場をやり過ごそうとしている本件生徒を見た周囲の生徒は、本件生徒のことをかわいそうだと思いながらも、Aらに対して、そういう呼び方は良くないと注意して止めさせることはしなかった。

##### 課題⑧一事実3 耳打ち及びロパク（調査報告書17頁）



本件席替えの後、A及びFがHと一緒にあって、本件生徒を揶揄するような行動を毎日のようにとるようになった。例えば、本件生徒に対してわざと視線を送りながら本件生徒がEと仲良くし合っていることを耳打ちしたり、声に出さずに視線や口パクで本件生徒のことを非難したりするような態度をとった。このような仕草は授業中にも見られていた。

#### 課題⑧—事実4 仲間外し（調査報告書18頁）

体育の授業において、バスケットボールのチームを組むため、5名のチームをグーパーで編成するにあたり、本件生徒を「うざい」と考えたHが本件生徒を別チームにすることを画策した。A及びFがこれに同調し、G及びIに対し、グーを出すよう指示したが、最終的にはGがこの意図に気付き、自らが外れることとなった。

#### 課題⑧—理想

担任教諭としては、個別アルバムは長期的に残るものである以上、個別アルバムを回収した際に、本件生徒のアルバムの内容を確認し、本件生徒の人格を誹謗中傷する書込みに気づき、A、Hに対してそのような人を傷つける言葉を書かないように指導すべきであった。また、担任教諭や本件生徒と同じ学年の他のクラスの担任は、遅くとも本件生徒が自死した時点で、個別アルバムの内容を確認し、その存在及び内容を教頭・校長等の管理職にも報告すべきであった。

「くさや」発言、耳打ち及び口パク、仲間外しについては、クラスの水面下で行われたいじめであり、教員が覚知するのは困難であったと考えられる一方で、本件生徒の周囲にいた生徒は認識しえたと考えられる。そのため、周囲の生徒が教員に対し、本件生徒がいじめを受けていることを相談していれば、担任教諭や他の教員もいじめを認識し、対応できたと考えられる。

#### 課題⑧—原因

##### 課題⑧—原因1 個別アルバムへの書込みについて

担任教諭が個別アルバムを確認しなかったことが、当該書込みに気付かなかった直接的な原因である。しかし、担任教諭が生徒間トラブルに何ら問題意識を有していなければ、個別アルバムを回収するごとに生徒間のメッセージを全て確認しようと思わないと考えられる。この点、担任教諭は、携帯持ち込み事件（調査報告書13頁参照）以降、本件生徒とAらとの関係性の変化を見極めることに失敗していた。それゆえ、本件生徒が所属するグループ内でいじめが発生する可能性に思いが至らなかったと考えられる。また、そもそも、個別アルバムを通じて生徒ごとの人間関係等の把握をしようという認識がなかった可能性がある。

##### 課題⑧—原因2 個別アルバム以外について

本件生徒の周囲の生徒が、いじめを目撃し、それを教員に相談できなかったことについては、複数の原因が考えられる。

まず、いじめを目撃した生徒としては、それにどのように対処して良いか分からず、見て見ぬふりをしたという可能性が考えられる。

また、仮に対処方法が分かったとしても、正義感に従い、行動を起こすことで、

自分が次のいじめのターゲットとなる等、何らかの不利益を恐れて見て見ぬふりをしたという可能性も考えられる。

さらに、担任教諭が、生徒たちとの信頼関係を形成することができず（調査報告書59頁）、AやFに有効な指導をなし得ないことを頻繁に目の当たりにする（調査報告書63頁）状況下では、他の生徒がいじめを止めさせたいと思っても、担任教諭では解決できないと考え、結局、見て見ぬふりをするようになったという可能性もある。

#### 課題⑧—再発防止策

##### 課題⑧—再発防止策1 いじめの態様等についての知識の習得

本件で、仮に担任教諭等が、本件生徒とAらの関係性に問題があることを認識していた場合、個別アルバムの内容にいじめが疑われる不適切な記述等がないかを確認しておくべきであったことは言うまでもない。

これに対し、教員が特定の生徒間トラブルを認識しない状態であっても、生徒間でメッセージをやりとりする本件の個別アルバムのような場面においては、潜在的な人間関係のトラブルによりに誹謗中傷が書き込まれる抽象的な可能性を認識・留意し、クラスの全生徒の個別アルバムを回収して定期的に記述内容を確認するよう努めるべきである。いじめが疑われる書き込みを発見したときは迅速な指導が可能となるだけでなく教員が内容を確認していることを生徒も認識することで、悪口等が書き込まれることを抑止する効果も期待できる。

研修を通じて、各教員に対し、本件事例を題材に、本件事案における本件生徒とAの関係性の中で、このような態様でのいじめも存在する可能性についても周知徹底すべきである。

なお、個別アルバムは、各個別の生徒にメッセージが記載されているものであり、生徒の人間関係等を把握する上でも役立つものである。そのため、ただ単にいじめを発見するという趣旨のみならず、普段は見えにくい生徒同士の人間関係を把握する上でも、個別アルバムの確認は重要である点にも留意しなければならない。

##### 課題⑧—再発防止策2 生徒に対するいじめ予防授業（具体的な対応手段の周知、人権意識の向上）

いじめに関わった生徒、目撃した生徒のいずれについても、人権感覚を養うことで、自身や他者の言動によっていじめによる人権侵害が発生したり深刻化することを防ぎ、或いはそれに対して適切な対応をとることができるよう、学校で「いじめと人権」をテーマに取り上げた教育を継続的に実施することが重要である。

生徒は、いじめを人権の視点から繰り返し学習することで、自身や他者の日常生活における言動について、いじめにあたらぬか、人権感覚からみて問題がないかなどを自然と留意できるようになり、いじめの予防や早期発見と対応にもつながりやすくなる。また、このような教育が日常的に繰り返されることで、教員も、生徒向けの授業の実践や聴講を通じて、いじめや人権に対して高い意識・感覚を習得し、或いは維持することもあわせて期待できる。

あわせて、いじめ予防授業では、いじめに該当する他者の行為を目の当たりに

した際の具体的な対応方法等について知識を共有することも必要である。実際にそのような場面で行動を起こすには、行動を起こすタイミングと方法を知っている必要があるため、①具体的に、どのような場面で行動を起こすべきなのか、②具体的な行動の方法について授業で取り扱うべきである。

特に、生徒にとって、教員に対して報告をするか否かについては、当人が苦痛を感じているかどうか、重要な基準となると考えられる。本件においては、本件生徒は「くさや」と呼ばれても、苦笑いなどをしてその場をやり過ごそうとしていた<sup>1</sup>たのであり、本人の苦痛は十分に回りの生徒も感知することができたはずである（調査報告書18頁）。このような他人の苦痛を敏感に感じ取り、具体的に行動を起こしていくことを教えることこそが、まさに「人権」感覚の涵養であり、いじめ予防授業はこのような観点から組み立てられるべきである。

また、いじめ予防授業において行動方法について話をする場合には、生徒がすぐに実践することができるように、具体的な行動を示すべきである。例えば、傍観者の立場の生徒ができることとして、①仲裁者、②通報者、③シェルター、④スイッチャー、⑤支援者等が考えられる<sup>1</sup>。例えば、Hの意図に気付いたGが、自らパーを出すことで、本件生徒が仲間外れにされることはなかった行為、Iの「そういうことを言われても絶対に従わないから」と述べているが、このようなG及びIの行為は、まさに、それぞれ④スイッチャー、⑤支援者の役割を果たしていると言える。その他、友人が「くさや」と呼ばれて苦痛を感じている場合の対応、また、友人が耳打ちやロパクをされていて苦痛を感じている場合の対応について、具体的にどのように対応すべきか議論し、授業をすべきである。

また、生徒が具体的に行動を起こす上でハードルとなっていると思われる「自分がいじめられる恐怖」についても、いじめ予防授業の中で除去する必要がある。これは、一つは、「傍観者に集団の力を使えるようにさせること」である<sup>2</sup>。いじめ予防授業の中でも、傍観者である生徒のうち、いじめ自体を不愉快に思っていることも多いことを周知し、集団の力でその恐怖を緩和することを手段として共有すべきである<sup>3</sup>。

なお、上記はいじめ予防授業で取り扱う内容の一例であるが、法律や心理などの専門家を外部講師として活用し、多様な視点からいじめと人権の問題にアプローチすることが、有用と考えられる。

### 課題⑧—再発防止策3 生徒の信頼を得るための生徒へのメッセージの共有の徹底

前述のとおり、具体的に生徒がいじめ行為を発見したときの対応方法を知っていたとしても、当該行動を行うための心理的ハードルが高ければ、それを実行することは困難である。そのため、生徒の行動への心理的ハードルを下げるためには、教員の対応も変えることで生徒に対して安心感を与えることが重要である。

<sup>1</sup> 荻上チキ『いじめを生む教室 子どもを守るために知っておきたいデータと知識』（PHP新書、2018）119頁以下

<sup>2</sup> 和久田学『学校を変える いじめの科学』（日本評論社、2019）60頁

<sup>3</sup> 前掲注2・56頁

教員は、必ずいじめについて伝えてくれた生徒を学校として守ることをあらゆる機会に生徒に伝えるとともに、それを実行していくことで、生徒の信頼を得ていくほかない。そのためにも、「先生は生徒の相談に親切に応じている」「いじめなどを心配しないで安心して生活している」等の項目のアンケートで継続的に調査を行っていき、学級の雰囲気について常に注意していく必要がある。

#### 課題⑧一再発防止策4 他の教員や学校の外部に対して通報することができる仕組みの構築

また、前述のとおり、本件クラスでは、生徒と担任教諭との信頼関係が十分構築できていなかった以上、生徒が担任教諭に対していじめの事実を報告することは困難と考えられる。もし他の信頼関係がある教員や、他のいじめを連絡するための手段があれば、他の生徒も積極的にA、F、Hにより行われているいじめ行為を他の教員等に報告することができたはずである。そのため、そもそも、そのような教員との信頼関係が形成されていない場合であっても、生徒が大人に対してSOSを発することができる仕組みを構築することが重要である。

この点、現在取手市で導入しているアプリ「STOP it」でも一定程度当該対応策としての機能を果たすことができると考えられる。ただ、生徒にとって、具体的にどのように相談に対応されるのかを明確に認識できないと、当該アプリによる通報のハードルも高くなることは否定できない。また、教育委員会が当該通知を踏まえて適切に対応できない限り、被害が拡大するとともに、むしろ学校や教育委員会に対する不信感が強まってしまうことから、研修の実施、ガイドラインの充実等により対応者・教育委員会が適切な対応をとれるような体制を整える必要がある。

#### 課題⑧一再発防止策5 遺族に返却すべきものの徹底的な確認

前述の通り、担任教諭が自死の後にも遺族に対して個別アルバムを返却しなかった理由は明確でない。ただし、同様の事態を防ぐためには、管理職等において担任や当該生徒を担当していた教員に対して、自死した生徒に返却すべきものがないかを徹底的に確認するほかないと考えられる。

#### 課題⑨ ガラス破損の指導

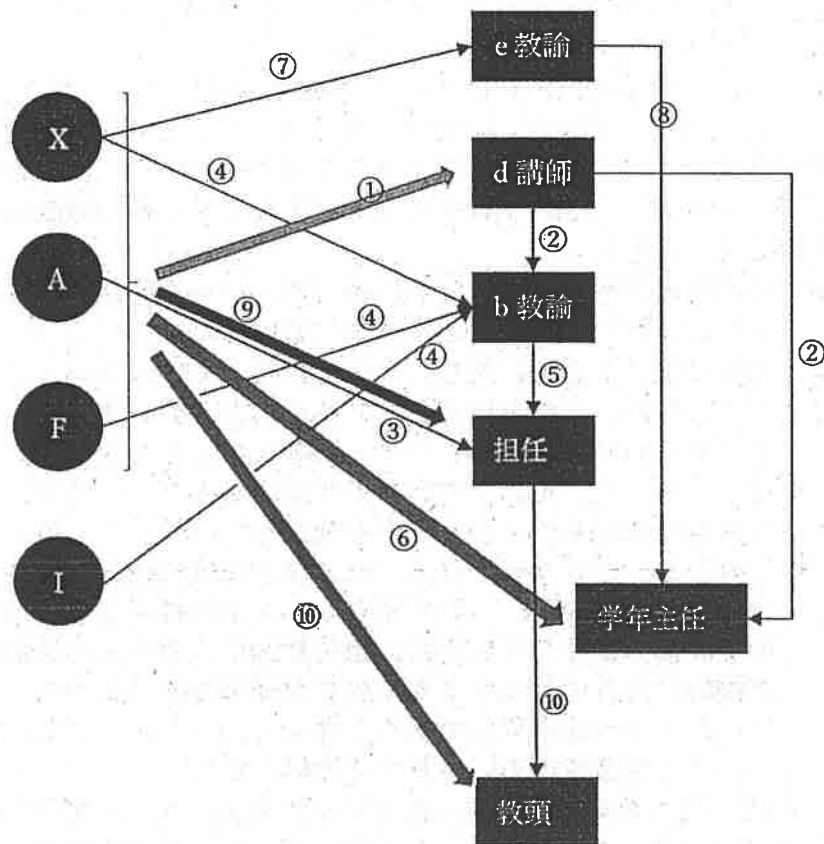
##### 課題⑨一事実（調査報告書24頁～28頁）

ガラス破損の指導についての事実経過は以下の通りである。

- d講師が、3階と4階の間の踊り場でA、F及び本件生徒と遭遇した。3名の名前を聴き取って（①（以下の番号は後述の図の中の番号と対応している。便宜上図の中では本件生徒をXと記載している。））、
  - b教諭に対して、メモを示して「3人が逃げた」との旨の報告をした（②）。
  - 学年主任に対しても、「3人が逃げた」との旨の報告をした（②）。
- 帰りの会の後、Aが担任教諭にガラスを割った旨を報告した（③）。
- 本件生徒、F、Iがb教諭（Iが所属する部活の顧問）に話すこととし、Iが「本件生徒はいなかった」旨を伝えた（④）。
  - b教諭は、3人から聞き取ったことを担任教諭に報告した（⑤）。

- 音楽室の前で学年主任がガラスが割れたいきさつをA, F, 本件生徒に確認した。本件生徒は何も言わなかった(⑥)。
- e教諭は、本件生徒が「いやだな、いやだな」と独り言を言ったのを聞いたため、本件生徒に声をかけたところ、本件生徒は「下に降りようとしていて、割った現場を見てないんです。」と説明し、「上がらなければよかった」と独り言のように言った(⑦)。
  - ▶ e教諭は、学年主任に対して、本件生徒が「上がらなければよかった、割ったところは見えていない」と述べていたことを伝えた(⑧)。
- 担任教諭が、A, F及び本件生徒の3名と話をすることになったが、本件クラスの教室は、他の生徒がいるなどしたため、担任教諭は保健室に3名を呼んだ(⑨)。
  - ▶ この時の担任教諭は、3名に対して、「今回悪かったのは何？」と、3名が「悪かった」ことを前提に質問した。
  - ▶ 担任教諭は、3名に対し、「ここに残っているということは、何かしら自分が悪かったと反省しているからだと思います。」、「掃除の後にはすぐ帰りの会があるので、余計なことをしなければこんなことにならなかった。」、「生活を引き締めるように」などと言って3名とも同じ責任があるということを強調した。そして、担任教諭は、3名に対し、「こうなった以上、元に戻さなければいけない」と述べてガラスの弁償の必要について話をした。これに対してAは「私が割ったので弁償します」と答えた。担任教諭は、ガラスの破損については、直接的にはAの行為によって生じた結果であるものの、一緒に行動していた3名の連帯責任であると考えていたため、3名に対し、弁償については保護者の方に確認する旨伝えた。
- その後、担任教諭は、教頭に報告するために、A, F及び本件生徒を職員室へ連れて行った。教頭は3名に対して、誰がガラスを割ったのかを確認し、Aから「自分が割りました」との報告を受けた上で、「社会に出ると自分がやった行動の責任をきちんととらなければならない」旨を話し、今後気を付けるようにとの指導をした(⑩)。

以上の情報の流れを図で整理すると以下の通りである。



### 課題⑨—理想

実際に起きたガラス破損事件に対する指導についての時系列を踏まえて、本件において各教員がどのように対応すべきだったかについて検討する。

まず、e教諭は、本件生徒の独り言を聞き逃さずに察知し、しっかりと本件生徒の言い分を聞いた上で (⑦)、学年主任に報告をしておき (⑧) 対応に問題はない。

本件でまず課題だったのは、d講師が事実を十分確認せずに「逃げた」との判断したことである (①, ②)。ここで、d講師は予断を持たずに、正確に自らが経験した事実を伝えるべきだった。

また、d講師から報告を受けたb教諭も、先入観を持たずに、事実関係を確認、対応すべきだった。このようなb教諭の印象・心証がそのまま担任教諭にも伝わり、担任教諭の指導につながった可能性も高い (⑤)。

さらに、担任教諭は、いずれも他の教員からの不十分な情報のみを根拠に本件

生徒に対して指導を行っており、本件生徒、A、Fそれぞれ個別に事情を聴くなどして、十分に事実の確認をしなかった(③、⑨)

また、学年主任も、e教諭、d講師、A・F・本件生徒から情報を得ており、事実関係を確認する機会も十分にあった。そして、d講師の見解と、e教諭が述べていることに齟齬があり、確認が必要と認識することができていたにもかかわらず、この点について担任教諭と共有をせず、また、事実確認をしなかった(②、⑥、⑧)。

教育現場において全てを厳密に事実認定をすることは困難であると考えられるが、少なくとも弁償等の法的に責任すら生じる可能性のある重大な事態にまで至った場合には、事実認定についての慎重さが求められる。そして、担任教諭は、本件生徒、A、F全員が悪いとするのではなく、適切にA、Fのみを指導の対象とすべきだった。

#### 課題⑨—原因

本件の対応をしていた際、d講師、b教諭に本件生徒も悪かったはずという先入観があったと考えられる。なお、仮に先入観があったとしても、十分に事実調査を行い、それに基づき判断していれば、本件生徒に対する指導は不要だとの判断に至ることができる。その意味では、調査報告書68頁で指摘されているとおり、ガラス破損事件の指導の課題の本質は、事実確認が不十分だったことである。

さらに、事実確認が不十分であることの背景を検討すると、d講師、担任教諭、学年主任、教頭のいずれも、一応、3名を同時に聞き取って、事実確認をしたこととしている。このような態様による聴き取りが事実調査として極めて不十分であることは明らかであるが、事実調査として十分かどうかは、適切な事実調査についての知識がないと判断することはできない。その意味では、まずは、前述の対応ができなかった原因としては、事実調査についての知識がなかったことが挙げられる。さらに、本件生徒が様々な場面で無実を訴えているにもかかわらず、教員が誰も本件生徒の立場にたって話をしていない点からすれば、そのような行動の背景には、教員において生徒一人ひとりに寄り添って対応をする、という意識が欠けていると言わざるを得ない。

なお、本件においては、学年主任、担任教諭、教頭が指導方針を協議をしたとしても、各教員が前提事実を誤って認識している以上、同様の結果が防げた可能性は低い。しかし、もし、ガラス破損への対応について、外部の専門家の意見等を聞くことができれば、一度学校内部で指導方法についても検討できた可能性は高い。

#### 課題⑨—再発防止策

##### 課題⑨—再発防止策1 事実調査・連帯責任についての研修の実施

前述の検討を踏まえ、まずは、本件事案を活用した研修を実施し、特に以下の形で、周知徹底するとともに、教員同士で議論を深めることが必要である。

- 事実確認が不十分な状況で行う指導が生徒に与える精神的負担  
担任教諭が、3名に対して、3名全員が悪いかのような指導を行った。これについて、どのような影響を本件生徒に与えたのか、調査報告書66頁以下の分析を踏まえ、教員同士でも議論をする。

- 事実確認にあたっては各生徒を個別に確認すべきこと  
現場の教員が研修を受けてすぐに学校現場において反映させるためには、具体的な行動について周知することが大切である。そのため、研修の中では、単に「事実確認が重要である」と抽象的に共有するのではなく、本件の事案において、どのタイミングでどの教員が何をすれば、事実確認をできたのか、また、3名同時に確認したことが何故事実確認として不十分だったのか、議論を深めることが必要である。
- 連帯責任の考え方について  
教育現場でしばしば見られる「連帯責任」についてのメリット、デメリットについて検討し、実際に本件でも生じている負の影響について具体的に認識すべきである。  
なお、連帯責任が全くメリットがないわけではなく、他の生徒たちも同様のことが起きないように今後対応を促す効果も考えられる。しかし、これが適切に機能するためには、指導を受けた生徒が行った行為について指導者が認識しており、当該生徒がとるべきだった行為が明確で、その行為をとる必要性について当該生徒が十分に認識していることが必要である。そうでなければ、連帯責任を課された生徒にとっては、不当な責任を課されたという認識を持つに過ぎず、教育的効果も減殺されざるを得ない。また、連帯責任となる場面においては、その背後においていじめが起きている可能性が高い点にも十分留意しなければならない。  
このような点について、本件事案についての議論を通じて、安易に連帯責任を認めることの危険性を十分に認識すべきである。

なお、学校現場においては、過去の行為について責任追及を行うことより、今後同様のことが生じないように対応することに重きを置きがちである。それが、連帯責任を許容する背景にもなっていると考えられる。当然、今後同様のことが生じないように対応することは重要であるが、調査報告書65頁において指摘されているとおり、そもそも、指導の対象、方針を明確にするためにも、事実確認が不可欠なのである。そして、まさにこのように一人ひとりの言い分をしっかりと聞くことが、「子どもに寄り添った対応」となるのである。

研修においては、教育現場において陥りがちな、このような考え方も含めて周知し、指導のあり方について検討することが必要である。

#### 課題⑨—再発防止策2 ルールの明確化

本件では、教員が、十分にガラス破損事件の重大性について認識していないように思われる。特に、弁償等の法的責任が生じるような行為については、その影響の重大性に鑑み、指導方針を学年での協議を必ず行うようにするルールを策定し、周知徹底すべきである。

#### 課題⑨—再発防止策3 外部機関への相談

ただし、本件のように、学校内部だけで対応方針を検討すると不十分となる可能性もあるので、事実の判断が困難な場合は、外部の専門家に必ず相談できるような体制（スクールロイヤーの設置等）を整えるべきである。



## 課題⑩ 3年間学年主任が異なる教員であったこと

### 課題⑩—事実

本件においては、本件生徒が2年時の学年主任は、計画異動の対象だったことから、2年時の学年主任を3年時の学年主任にすることができなかった。また、そのため、別の教員を本件生徒の学年の学年主任にしたが、当該教員は、前年に1年生の担任していた教員だった。そのため、学年主任が3年生の生徒間の関係を詳細に把握するのは難しい状況を生じており、Aと本件生徒が一緒にいることの違和感の共有や、ガラス破損の指導の際にも適切に対応することができなかったことの遠因になっていると考えられる。

### 課題⑩—理想

特に、3年生の時期の重要性に鑑み、異動対象となるような教員をそもそも2年時の学年主任として配置すべきでなかった。また、仮に、2年時の学年主任がやむを得ず異動の対象となったとしても、3年時の学年主任は、前年度の2年生担当教員にすべきだった。そうすることにより、生徒の背景にある人間関係や悩み等にも寄り添った対応もできたと考えられる。

### 課題⑩—原因

校内の人事配置は、校長の裁量である。確かに、本件生徒が自死した当時の校長は、中学校に赴任して2年目だったことから、本件生徒が2年生の際の学年主任を決めることはできなかった。しかし、3年次の人事については、校長の裁量で決めることができたにも関わらず、2年生時に当該学年に関わっていた教員にできなかった点については、3年生における学年主任の重要性を十分認識できていなかったことも原因と思われる。

### 課題⑩—再発防止策

各学校において、人事上の制約があることは理解されるが、中学3年生の学年主任については、特に2年生が3年生に進級する際には、可能な限り同じ学年主任にするか、少なくとも、前年度の2年生担当教員等、当該学年の状況をよく知る教員を学年主任とする人事配置を徹底すべきである。

さらに、仮に、そのような人事が困難となってしまった場合には、生徒理解の観点から、学年内の生徒集団の特徴や人間関係の変遷、当該学年の課題を、必ず次年度に引き継ぐことを徹底するとともに、当該学年のことをよく見るように他の学年の教員にも依頼する等、学年を超えた連携を図るべきである。

## 2-3 本件生徒の自死後旧調査委員会解散までの検討

### 課題⑪ 自死直後に、保護者や生徒に対して適切な対応がとれなかったこと

#### 課題⑪—事実（調査報告書33頁～34頁）

県南教育事務所には、緊急時には、通常配置されているスクールカウンセラーとは別に、スクールカウンセラーを派遣する制度もあったものの、市教委は、普段生徒と接しているスクールカウンセラー（本件SC）が対応する方が良いと判断し、県教委に対して別のスクールカウンセラーの派遣を要請しなかった。ただし、本件SCが加配SCとして活動し、茨城県公認心理士協会の後方支援チーム

が本件SCをバックアップした。そして、本件SCは、自死が報告された11月11日当日の19時20分に来校後、「初期の対応で配慮すべきことは、デマを防ぎ、憶測を生まないようにすること」「一日も早く先生や生徒のみなさんが安全と安心をとり戻し」等と記載したメモ（本件SCメモ）を配布した。

また、学校及び市教委は、すでに死亡理由が自殺であることを公表することについて両親の了承を得ていたが、県南教育事務所の提案により、自殺であることを公表せず、「思いがけない突然の死」という内容で伝えることにしている。しかし、十分に両親とも協議をすることができないまま進めてしまったことで、その後の保護者との間の信頼関係が構築できなかった可能性がある。

#### 課題⑩—理想

まず、本件生徒の自死が起きた後、学校は、本件SCとの相談の中で翌日以降の対応を決めている。しかし、本件において、本件SCは普段から本件中学校に関わっており、学校内部の職員に準じた立場となっている以上、事案への対処を冷静に検討するのは困難である。そのため、市教委は、県教委に対して、より客観的な立場である追加のスクールカウンセラーの派遣を検討すべきであった。そのうえで、学校は、事実調査及び生徒の心のケア、保護者への対応の方針についても検討すべきであった。

特に、自死直後に重要なことは、生徒の命が喪われたことを、教職員と生徒一人ひとりが受けとめていかねばならないことであり、教職員は生徒を支える役割を担う。本件SCは、教職員も衝撃を受けていること、大きなショックを受けている生徒を支えるために、教職員の援助をする役割であることを言明し、学年や出来事に合わせた支援について具体的に提案することが必要だった。

また、学校が、本件生徒の自死後に冷静に対応できていれば、当初より、具体的な対応ばかりに気を取られることなく、しっかりと丁寧に両親とも協議をし、両親に寄り添った対応をすることが可能であったと考えられる。

#### 課題⑪—原因

学校及び市教委が適切な対応ができなかったのは、普段本件中学校を対応しているスクールカウンセラーの判断のみに依拠してしまったことが一つの原因と考えられる。

また、市教委が県教委に対してスクールカウンセラーの派遣を要請しなかったのは、市教委が普段の生徒の様子をよく知っているスクールカウンセラーが対応するのが望ましく、追加のスクールカウンセラーの派遣は不要と判断したからである。さらに、その背景には、市教委が、自死事案について、市教委だけで対応できるという認識を有していたことがあったと考えられる。

#### 課題⑫—再発防止策

市教委が十分市教委だけで対応できると考えていたとしても、自死事案が起きれば、第三者的でその家族をはじめ学校全体に及ぶ影響への支援について助言するため、県教委から、県教委職員のみならず、追加のスクールカウンセラーを派遣することを原則とすべきである。

また、「自死」が起こった時は、「デマ防止」や「安全・安心を取り戻す」ことを過度に強調するのではなく、「大切な命がうしなわれたこと」を真摯に受け

とめたうえで、遺族と丁寧に協議するとともに、他の生徒のケアを進めていかなければならない。

#### 課題⑫ 市教委が重大事態として判断をしなかったこと（調査報告書77頁）

##### 課題⑫一事実（調査報告書33頁～42頁）

本件生徒の自死後、本件生徒の両親及び市教委の、重大事態に関するやりとりは以下の通りである。

- まず、本件生徒の自死の後、11月18日、父親は、事実関係の調査を「公平な第三者」にお願いしたいとの意向を示していた。
- 11月25日、指導課長は本件生徒の両親宅を訪問し、本件生徒の日記のコピーを受領した。
- 12月1日、本件生徒の母親から市教委に電話連絡があった。その内容は、娘はいじめられて悩み、自殺したと思うので、クラス生徒全員及び日記に名前が記載された生徒からの聴き取りを希望するというものであった。
- 応答した指導課長は、慎重に進めるべきことなので、電話での「やります」「やりません」の返答はできません等と述べて回答を留保した。
- 12月7日の午前、母親から指導課長に対し、本件生徒の制服のポケット内に「くさや」と書かれた付箋が発見されたとの連絡があった。同日夜、教育参事及び指導課長は本件生徒の両親宅を訪問し、「くさや」と記載された付箋の存在及び内容を確認した。このとき、教育参事及び指導課長は、生徒から聴き取る項目を提示した。父親からは、今後、いじめ防止対策推進法に照らして進めたいとの意向が示された。
- 12月18日20時から本件中学校において第1回目の4者会談が行われた。出席者は、両親、市教委（教育参事、指導課長）、学校（校長、教頭、教務主任、学年主任、担任教諭）、PTA関係者であった。父親が、「いじめ防止法における重大事態ではないのか。日記がある。苦しんでいた記述がある。死んでいる。」と訴えたのに対し、指導課長が、市教委の回答として、「調査から判断させていただくといじめによる自殺であったとは判断できない、ということです。」などと述べた。

なお、本件事案について、校長は、日記や両親がいじめの調査を希望していることに鑑み、いじめ防止対策推進法上の「重大事態」に該当することの認識はある状況であったが、その点について、市教委の職員に対して伝えられることはなかった。

##### 課題⑫一理想

市教委が本来とるべきだった対応については、調査報告書78頁に的確に示されているので、これを引用する。

##### 課題⑫一理想1 11月18日の段階

11月18日の段階で「父親からは「公平な第三者」に調査を依頼したいとの意向が示されていたこと、本件生徒が自殺行為を行った当日には、ガラス破損事件に関する教員の指導があり、当該事件が本件生徒の自殺に影響を与えていた可能性があり、学校内には利害関係を有する教員が複数存在していたこと、調査

対象となる生徒は高校受験を目前に控えた難しい時期にあり、教員を中心とする学校内調査組織が（たとえ第三者が組織に加入したとしても）被害者側の視点と関係生徒側の視点を同時に持ちつつ対応することは極めて困難であると考えられること等を踏まえると、学校内組織では公平性を確保した調査を期待できない状態にあったといえるから、市教委は、速やかに、市教委のもとに第三者委員会を設置し、同委員会にその後の調査を委ねるべきであった」。

#### 課題⑫—理想 2 12月18日の段階

12月1日には本件生徒の母親が市教委宛に「娘はいじめられて悩み、自殺したと思う」とも電話で述べており、さらに、12月7日の午前、母親から指導課長に対し、本件生徒の制服のポケット内に「くさや」と書かれた付箋が発見されたとの連絡もしている。そして、「12月18日に行われた第1回目の4者会談においては、父親が、「いじめ防止法における重大事態ではないのか。日記がある。苦しんでいた記述がある。死んでいる。」と訴えたのに対し、指導課長が、市教委の回答として、「調査から判断させていただくといじめによる自殺であったとは判断できない、ということです。」などと述べるなど、両親と市教委の認識の対立が先鋭化しているのであるから、遅くとも、この時点で調査組織を立ち上げる必要があつた。

また、校長は、指導課長に対して、法律に基づいて判断すれば重大事態であるとのことを伝えるべきだった。

#### 課題⑫—原因

##### 課題⑫—原因 1 法令等の知識の不足

本件において、市教委は本件生徒の自死を重大事態と認定せず、平成28年3月16日に至るまで、その認識を一貫して維持していた。しかし、本件中学校の校長は、同月4日に、市教委と協議の上、市教委に対し、重大事態発生報告書を提出している。そして、校長は、本件が重大事態であることを認識していたのである。

そのため、法令に基づいて重大事態として対応できなかったのは、市教委内部の問題である。特に、市教委の職員が、文部科学省の基本方針において、「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあつたときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重大な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。」とされている点について認識がなかった点が問題と考えられる。

そして、市教委職員がそのような知見を持っていなかった原因については、事実関係の調査において明らかにされていない。しかし、もしその時点で適切な知識を持ち合わせていない場合、方法としては、研修等により自ら知見を獲得するか、また、外部の組織（県南事務所）と専門家（弁護士等）と連携して対応することで当該知識を補うかどちらかである。本件においては、いずれの方法についても、十分に機能が果たされなかったと考えられる。

#### 課題⑫—原因 2 法令等に基づいた対応についての認識

また、少なくとも12月18日の段階で相当対立が先鋭化している状況である状況においてすら、市教委はガイドラインに則った対応を検討していない。そのような対応に鑑みれば、市教委の中で、法令等に基づいた行政の運営についての認識が薄かった可能性が高い。

そして、そのような認識は一朝一夕には形成されることはないことに鑑みれば、行政において法令等を遵守することの意識が組織として希薄であった可能性がある。

#### 課題⑫—原因 3 生徒・家庭に寄り添った対応をする意識の希薄さ

なお、本件においては、市教委は「文部科学省の基本方針に対する正確な理解が欠如していたとの回答が異口同音に返ってくるだけであった。」と述べているとのことである（調査報告書81頁）。確かに、このような法令等を正しく理解をしていれば、日記や「くさや」と書かれた付箋についても、それらをいじめ発見のための端緒としてとらえ、遺族に寄り添った対応をすることができた可能性がある点についても、十分に留意する必要がある。

しかし、本件生徒が自死前にいじめにより苦しんでいることは日記の記載から見ても明らかであり、また、「くさや」と書かれた付箋が実際に本件生徒の制服のポケット内から出てきている。これらの資料を踏まえれば、法令を踏まえずとも、学校において「いじめ」が起きており、それに苦痛を感じていた可能性は極めて高いといえる状況である。

そもそも、このような痛ましい事件が起こってしまったときに、本件生徒のために何が起きたのか考え、ささいな事実でもそれを端緒として背景事実を解明しようとする意識があれば、事実調査等も含めて市教委の対応は異なるものになったものと考えられる。しかし、市教委は、いじめはなかったとの見解に固執してしまい、本件生徒・遺族に寄り添う意識が希薄になってしまったと言わざるを得ない。

#### 課題⑫—原因 4 学校と市教委が連携して判断しなかったこと

本件中学校においては、本件事案を重大事態として認識していた。しかし、調査を市教委が担当しており、事実関係の情報は市教委が持っていたことから、学校としては、市教委が何か考えがあるものと思い、重大事態であることを指摘することができなかった。

ここで、本件中学校と市教委が十分に協議をしていれば、市教委は、適切に重大事態と判断することができたと考えられる。

#### 課題⑫—原因 5 県教委による重大事態についての指導がなかったこと

そもそも、本件においては、常に、市教委の指導課長は県南教育事務所生徒指導班長と緊密に連携をとりながら対応をしていた。しかし、県南教育事務所生徒指導班長において、重大事態として扱うべきとの指導をしなかった。

もし、県南教育事務所生徒指導班長においても、重大事態として扱うべきとの指導ができていれば、市教委においても重大事態として判断することができたと考えられる。

そして、そのような指導ができなかった原因は、県教委はガイドラインを正し

く理解をしていたものの、保護者の意向等について十分確認ができていなかったことから、重大事態との判断をするための事実関係を把握できていなかったことにあると考えられる。

#### 課題⑫一再発防止策

##### 課題⑫一再発防止策1 市教委職員に対するいじめ防止対策推進法及びガイドラインに係る研修の実施

市教委が本件において重大事態として判断できなかったこと、そして県教委が重大事態として扱うべきとの指導ができなかったことは、市教委職員において、ガイドラインについて十分に認識することができていなかったことが原因である。そのため、全職員、特に管理職において、いじめ防止対策推進法及びいじめの防止等のための基本的な方針をはじめとした各ガイドラインの内容について研修等により周知徹底することが必要である。特に、「重大事態」として扱うべき場合についての定め、具体的な事例を参考にその具体的な対応、さらに、生徒や遺族に寄り添った対応のあり方について周知する必要がある。

##### 課題⑫一再発防止策2 スクールロイヤーの設置

本件において、平成27年11月18日及び12月18日の時点で、市教委が適切に「重大事態」として判断するためには、市教委から直接相談することができる弁護士（スクールロイヤー）の設置、又は、弁護士の職員の採用が有効である。

ただし、教育分野においては、様々なガイドラインや事例等も日々発生していることから、教育分野に詳しい弁護士がスクールロイヤーを担当する必要がある。

##### 課題⑫一再発防止策3 外部専門家による定期的な法令順守体制のチェックの実施

市教委の各職員に法令順守の意識を浸透させるためには、ただ単に、法令順守の徹底を呼び掛けるだけでは不十分である。各職員のレベルにもこの意識を浸透させるためには、定期的に、法令順守がされているかどうかの確認を外部専門家により行う必要がある。

そのため、前述のスクールロイヤーの設置とともに、定期的に本委員会においていじめ防止対策推進法等の法令に基づく対応について確認する機会を設けるべきである。そして、さらに、弁護士との意見交換の機会も定期的に設けることで、職員の法令順守の意識、人権意識を高める必要がある。この場合においても、教育現場に即した実効的な対応を行うため、教員や市教委の立場からもその見解を積極的に提示していくことが求められる。

##### 課題⑫一再発防止策4 外部人材の積極的な登用

ただし、前述のとおり、法律に基づき行政を運営することの希薄さが市教委の組織に浸透している可能性があることに鑑み、内部の力のみで変更をしていくことは困難である。

特に、慣習や忖度でなく法令に依拠して業務が遂行できる人材が必要であり、

教育長、教育委員、市教委事務局部長・課長クラスといった各層において、取手市教育委員会以外の組織との人事交流や外部人材の登用等を進めるべきである。

なお、外部人材は、取手市の教育文化に染まっておらず、適切にいじめ等の問題に対応した実績のある人材でなければならないことから、具体的には、文部科学省や、茨城県外の自治体でいじめ防止体制が充実した自治体からの出向や人事交流をすべきである。

#### 課題⑫一再発防止策 5 重大事態における学校と教育委員会の連携

市教委は、学校現場で起きたことである以上、学校からの意見についても聞いた上で最終的な判断をすべきであった。今後、市教委が、重大事態について判断する場合においても、学校と協議の上慎重に判断することを徹底すべきである。

#### 課題⑫一再発防止策 6 市教委及び県教委間での保護者・遺族の意向についての共有の徹底

市教委及び県教委は、当事者同士で見解の対立がある場合には、事案についての内容を説明する際、何よりもまず、学校・市教委の認識のみならず、保護者・遺族の意向も共有するよう徹底すべきである。

#### 課題⑬ 学校・市教委の調査においていじめの事実が出なかったこと

##### 課題⑬一事実（調査報告書 34頁～41頁）

本件において、学校及び市教委の調査において、本件生徒へのいじめを発見することができなかった。具体的な学校及び市教委の事実調査の経過は以下の通りである（調査報告書より再発防止策の検討に必要な限度で適宜抜粋して記載している）。

- 本件SCは、11月13日以降12月17日までの間に、合計15名の生徒との面談（カウンセリング）を実施した。
- また、本件SCは、生徒との面談（カウンセリング）にあたっては、生徒に対し、スクールカウンセラー自身に守秘義務があることを伝えて話を聴いたが、カウンセリングの内容について、担任教諭、学年職員、市教委i指導主事との間で情報共有していた。
- 12月1日、教頭は、文化祭（合唱コンクール）前後の本件生徒の様子について関係職員から聴き取りを行った。
- 12月2日の20時頃、教育参事及び指導課長が本件生徒の両親宅を訪問し、両親との間で、生徒からの聴き取りの進め方及び聴き取りの内容について話し合いを行った。この際、父親は、「聴き取り時には、『娘が10月～11月にかけて書いていたものがあり、そこには友だち関係で悩んでいたことが記されている』ことを伝えて良い」などと述べ、「アンケートには娘へのいじめ項目を具体的に含めたい」と要望した。しかし、教育参事及び指導課長は、記述式のアンケートでは一般的な質問をし、面談において個別に本件生徒に関する事情を聴取することを意図していたことから、（それは）「難しい」、「アンケートはこの形が妥当」、（持ち帰り記述式なので）「書く生徒は書ける」等と答え、結局のところ、アンケートにおける「いじめ」に関する質問の中には、本事案に即した具体的な質問事

項は盛り込まれなかった。

- アンケート用紙は、12月7日の放課後に配付され、翌8日の朝回収された（9日に残り分が回収された）。ただし、当該アンケートには、本事案に即した具体的な質問は入れられなかった。）
- 12月9日の午前中、指導課長及びi指導主事ほかによる本件クラスの生徒34名（Eは未実施）からの聴き取りが実施された。聴き取りの方法は、男子生徒と女子生徒に分けて、聴取者2名が対象者1名から、マニュアルに基づいて所定の用紙を用いて聴き取る方法で実施された。記録上、3時間（180分）で17名から聴き取っているのに、1名あたりの聴き取り時間は平均して10分余りとなるが、この点、指導課長は長くて10分程度、短い人は3分程度であると述べている。
- 12月10日、B、C、Dを含む4名（12月9日聴き取りにおいて、「他のクラスでも本件生徒のことでわかると思う友だちはいますか」の質問に名前があがった生徒）からの聴き取りが実施された。
- 12月18日、指導課長及びi指導主事らが、午前中に1組、2組の生徒、4組の生徒数名から聴き取りを行った（4組の残りの生徒は21日に実施）
- 教頭及び学年主任は、12月22日にAから、同月24日にFから、それぞれ、ガラス破損に関する経緯について聴き取りを行った。Fからの聴き取りにおいて、Fは、バスケットボールのチーム決めで本件生徒をはずそうとしていたこと、本件生徒がそれに気付いていたこと等を供述しているが、学校はこれについて追加の調査をしなかった。
- 当該中学校においては、1月8日から29日までの間、本件生徒の日記に名前が記載されていた生徒からの聴き取りに加え、すでに両親が聴き取りを行った生徒のうち、E及びJからの聴き取りが実施された。
- 市教委における聴き取りのなかで、「ぼっち」であったか否かについて、これを肯定する回答をした生徒は一人もいなかった（調査報告書72頁）。

#### 課題⑬—理想

##### 課題⑬—理想 1 スクールカウンセラーの面談の実施について（初期対応）

まず、本件SCは、生徒に対して、守秘義務があると伝えてカウンセリングを実施している以上、当該面談の結果を本人の同意をなく担任教諭、学年職員、市教委i指導主事との間で情報を共有すべきではなかった。

なお、学校は、各生徒の担任教諭や本件SCとのカウンセリングを実施していることは認められるが、事実調査のための面談は実施していない。遺族の立場では、教育委員会による調査を求めていることから、学校として事実の調査を行わなかったこと自体はやむを得なかったと考えられる。

##### 課題⑬—理想 2 12月2日の面談について（アンケート）

12月2日、本件生徒の父親が、教育参事及び指導課長に対して、「アンケートには娘へのいじめ項目を具体的に含めたい」と要望した。しかし、教育参事及び指導課長は、（それは）「難しい」、「アンケートはこの形が妥当」、「持ち帰り記述式なので」「書く生徒は書ける」等と答えている。



しかし、教育参事及び指導課長は、父親がどのような質問を想定しているのか、さらに踏み込んで確認すべきであった。

#### 課題⑬—理想3 12月9日の面談について（面談方法）

12月9日の面談については、複数名で手分けして数日間面談を実施すれば、一人30分程度は確保することはできたはずである。そして、そのように丁寧に聴き取りをしていれば、本件においてもさまざまな重要な発言を得ることができた可能性が高い。

さらに、学校は、12月24日、主としてガラスの破損の件についてFから聴き取りを行い、その際、合わせて、バスケットボールのチーム決めで本件生徒をはずそうとしていたこと、本件生徒がそれに気付いていたこと等を供述している以上、市教委は、この点について追加調査を行うべきだった。

#### 課題⑬—理想4 面談全体を通じて

調査報告書においては、市教委の質問及びこれに対する生徒の回答は、「クラス内でぼつんとひとりぼっちでいたか否かという外形的な側面のみに着目した質問及び回答である」可能性であることが指摘されている。また、市教委が外形的な側面のみに着目している点は、平成28年3月16日の市教委臨時会における「後の日記に書かれていることについての面接を通して1人ぼっちではなかった」という発言からも看取することができる。

そうだとすると、市教委は、ただ単に本件生徒の外形的な側面のみに着目するのではなく、孤独を感じている心理状況を生じさせている背景に着目して聴き取りをすべきであった。

#### 課題⑬—原因

##### 課題⑬—原因1 スクールカウンセラーの面談について（初期対応）

本件SCは、平成27年11月12日、教職員に対して「このようなことを防ぐためには、いつ、どこからどのような情報が入ったかを全職員でオープンにして共有していくことが今後も大切になると思われます。」等と記載されたメモを配布している。そして、スクールカウンセラー自身が、担任教諭、学年職員、市教委、指導主事との間で情報共有していた。このような事実関係に鑑みれば、本件SC自身が、情報共有の重要性を強く感じていたことがうかがわれる。

他方で、本件SCは、面談の際には、自分自身に守秘義務があることを述べており、守秘義務についての認識があった。

そうだとすると、スクールカウンセラーや教職員が、このような状況の中で、どのように情報共有の要請と守秘義務のバランスをとるのかについての知識がなかったことが課題と考えられる。

ただし、本件SCは、日記に基づいて生徒から聴き取りすることを市教委から依頼され、これを断っている。これは、スクールカウンセラーの専門の範囲を超えており、本件SCの当該判断は適切だったと考えられる。

##### 課題⑬—原因2 12月2日面談について（アンケート）

教育参事及び指導課長は、父親の要望に反して、本件生徒に対するいじめについての具体的な質問をアンケートに入れることを避けた。市教委の立場として

は、生徒全体からいじめの有無についての情報を得るためにアンケートを行い、そして、本件生徒に特化した内容については、面談で確認をする意向だったとのことである。

確かに、前述の役割分担自体は、不適切とは言えないと考えられる。しかし、もし、保護者・遺族がアンケートに本件生徒に特化した質問を追記することを強く希望するのであれば、本件生徒に関する質問をアンケートの中に追加したとしても、本件生徒以外に関するいじめについての質問も追記することで、生徒全体についての情報を得ることはできたはずである。

#### 課題⑬—原因 3 12月9日面談について（面談方法）

そもそも、市教委のヒアリングについて、市教委の職員において、十分聴き取りの方法等について学ぶ機会がなかったことも一つの原因と思われる。

また、実際にどこまで調査を行えば、事実の調査として十分なのか、市教委のみでの判断は困難である。本件においても、そのような確認を専門家にすることができれば、聴き取りの方法、追加の調査の必要性等も検討することができたと考えられる。

#### 課題⑬—原因 4 面談全体を通じて

また、前述のとおり、「ぼっち」だったか、という表面的な聞き方をしている。また、教員や市教委が、資料に基づいて事実を調査することについて専門性を有している訳ではない上、当時、市教委の立場で、事実調査の方法について相談できる手段がなかったことは、市教委が適切な調査をできなかった背景と考えられる。

#### 課題⑬—再発防止策

##### 課題⑬—再発防止策 1 教員及び市教委職員に対する研修の実施

本件においては、情報共有の要請と守秘義務のバランスについて十分理解できていなかったのは、学校現場のみならず、市教委も同様である。そのため、学校及び市教委の職員に対して、以下の内容の研修を実施すべきである。

- カウンセラーの守秘義務及び本件における事例を通じたカウンセラーと教員の適切な連携についての検討
- いじめの調査方法、調査範囲

※本件の事実関係をそのまま共有し、適切なヒアリング方法につきロールプレイ等を用いて具体的に実施してみる必要がある。特に、「ぼっち」と記載された本件の日記に基づいた聴き取り方法について共有すべきである。

※さらに、聴き取り調査においては、追加で聞き取りも必要となる場合もあること、どのような場合に追加の聞き取りが必要かについて明確にする。

##### 課題⑬—再発防止策 2 スクールロイヤールの配置

本件においては、調査の方法、範囲等について、専門家への相談ができていれば、追加調査の要否も含めて適切に判断することができたと思われる。そのため、学校や市教委が適時に相談できる「スクールロイヤール」の設置を行うことで、アンケートの修正、面談の方法、資料に基づいた事実調査等を適切に行うことがで

きると考えられる。

#### 課題⑭ 重大事態に該当しないと決議したこと

##### 課題⑭—事実（調査報告書43頁～44頁）

平成28年3月16日の市教委臨時会においては、本事案がいじめ防止対策推進法に基づく重大事態に該当するか判断を求める議案が市教委事務局から提案され、市教委臨時会の討議の結果、「いじめによる重大事態に該当しない」との議決がなされた。

##### 課題⑭—理想

そもそも市教委は、「重大事態でない」という旨の決議をする必要はなかった。また、市教委事務局が、本件は「重大事態でない」という旨の誤った議題を提案すべきでなく、さらに、教育委員がその過ちに気づき、「重大事態に該当する」と判断すべきだった。

##### 課題⑭—原因

##### 課題⑭—原因1 市教委事務局の対応

市教委事務局から以下のような発言があり、市教委の決定をミスリードしたことが、まずは、市教委が違法な議決をした原因の一つとして考えられる。

- 指導課長は、「いじめがなかったと結論づけた理由は何か」との教育委員の質問に対し、全生徒へのアンケート結果、3年生全生徒との面接の結果から、本件生徒に対するいじめについて他の生徒の発言がなかったことを根拠に挙げた。
- 保護者と学校側の聴き取りの食い違いを質問されると、「保護者は…明らかに事故者がいじめられていたという前提のもとに」聞いているとして、第三者性に欠け、信用性が乏しいものであるかのような回答をし、学校側の聴き取りにおいても基本的には保護者が聴き取りを行った事実と同様の事実関係が明らかになっていることを報告しなかった。

##### 課題⑭—原因2 専門家への相談窓口がなかったこと

本件では遺族との対立も先鋭化しており、この議決においても慎重に行う必要があった。しかし、市教委から直接相談できる弁護士の窓口はなかった。もし仮に弁護士等に相談することができれば、あえて、市教委において、「重大事態でない」との決議をすることも避けられたものと考えられる。

##### 課題⑭—原因3 教育委員の不注意

ただし、市教委の会議においては、委員会事務局より、本件生徒の日記が「資料8」として提出されており、また、保護者による調査結果についても、指導課長に対して質問をしている。そのため、教育委員においても、重大事態ガイドラインを正しく認識していれば、「重大事態に該当する」との判断が十分に可能だった。

さらに、教育委員が、重大事態の該当性について法的な根拠について確認をしなかった点は、やはり、議決機関としての市教委が形骸化しており、実質的な審議ができていなかった可能性がある。

#### 課題⑭—原因4 市教委の姿勢

また、調査委員会によれば、市教委に本件の議決の原因について確認しても、「文部科学省の基本方針に対する正確な理解が欠如していたと異口同音に帰ってくるだけであった」（調査報告書81頁）とのことである。しかし、そもそも、法令の理解の欠如以前に、以下の通り市教委が「本件生徒・遺族に寄り添って、事実を解明しよう」とする姿勢が欠如していたと考えられる。

すなわち、市教委は、本件生徒の自死後のいじめの事実関係の調査においても、積極的に事実を解明するのではなく、表面的に、かつ、短時間で調査している。そして、途中で得られた重要な供述についても、追加での調査を行わなかった。

また、本件生徒の両親から学校及び市教委に渡された本件生徒の日記や「くさや」の付箋については、信用性の観点においても無視することができない資料である。通常一般人であれば、当然当該日記や付箋からすれば、その背景には深刻ないじめがあることを容易に推認できる。それにもかかわらず、その背景については、十分な調査も行わずに、「いじめはなかった」と判断してしまった。

さらに、指導課長は、いじめがあったとする本件生徒の両親の調査結果について「信用性が低い」ものとして判断し、市教委の審議においても、学校側の聴き取りにおいても、基本的には保護者が聴き取りを行った事実について報告しなかった。真に事実を解明するつもりだったのであれば、保護者の提出した資料で、市教委にとっても不利なものについても包み隠さず提示していたはずである。

そもそも、決議が必要ないにもかかわらず、あえて「重大事態でない」との決議をした背景にも、やはり、市教委として「調査したけれども分からなかった」との点を明らかにしたいとの意識があったと考えられる。

これらの市教委の行為には、一貫して、真実を究明し、遺族に寄り添うという姿勢がないことからすれば、理想の状況に至れていない根本の原因は、個別の知識の不足等のレベルではなく、このような市教委の組織文化が根本に存在すると言わざるを得ない。

#### 課題⑭—再発防止策

##### 課題⑭—再発防止策1 市教委事務局による法的根拠の資料の提供等

このような法令に反する決議がなされることを防止するためには、教育委員が、市教委事務局の誤りを是正しなければならない。

ただし、「教育委員」は、「大局的立場に立って、教育行政の方針や大綱を決定し得る識見と能力を有することが必要であるが、必ずしも教育行政の実際の運用についての専門的知識と経験を有する人でなくても良い。」と解されている<sup>4</sup>。この制度は、「住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する、いわゆるレイマンコントロールの仕組みにより、専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現」<sup>5</sup>することが目的であるから、教育委員がいじめ関連の法令について専門的知見を有すべきとの再発防止策は

<sup>4</sup> 木田宏『第四次新訂版 逐条解説 地方教育行政の組織及び運営に関する法律』（第一法規、2015）114頁

<sup>5</sup> [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/chihou/05071301.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/chihou/05071301.htm)

制度趣旨からして妥当でない。

そこで、今後、決議の際は、市教委事務局は、議決の際は、必ず関係法令やガイドライン等を各資料と合わせて提示するようにすべきである。

#### 課題⑭一再発防止策2 教育委員に対する注意喚起

前述のとおり、もし、教育委員が市教委事務局に対して法的根拠を尋ねれば、重大事態ガイドラインの提示を受けて、「重大事態に該当しない」との決議が誤りであったことは認識できたはずである。

そのため、教育委員においては、常に緊張感をもって審議し、同じ轍を踏まないようにするため、教育委員の就任時に（本提言の公開の時点において既に就任している教育委員については、公開された時点で）、本件の事例（特に違法な決議の部分）について審議の中で時間を確保して周知し、法令遵守の意識を強化すべきである。

#### 課題⑭一再発防止策3 市教委の職員への研修

前述の通り、そもそも、市教委職員が十分に法的知識を習得し、又は、外部から取得することができれば、何ら問題はなかったものである。特に、本件において、市教委がどのように資料を提示した点が調査報告書において「不当極まりない」と判断されたのか、市教委の研修において周知すべきである。

そして、市教委がどのように資料を提出し、説明することが適切だったのか、ただ単に結論を共有するのみならず、そのような対応がなされた背景も含めて議論を深め、しっかりと各職員が実践できるように研修を行うべきである。

#### 課題⑭一再発防止策4 スクールロイヤーの設置等

前述のとおり、もし市教委において知見がないのであれば、外部から知見を持参することが重要である。その意味では、本件の議決を回避するためにも、スクールロイヤーの設置又は弁護士の職員の採用は必要である。

#### 課題⑭一再発防止策5 総合教育会議、教育委員会及びいじめ問題専門委員会への定期的な報告

特に、前述のとおり、市教委の課題は組織的なものである。まずは、そのような文化を変えるためには、具体的な行動から変えていく必要がある。

さらに、根本的な課題解決のためには、市教委が、単に、本委員会が提案した再発防止策を、一時的あるいは表面的に採り入れるだけでは不十分である。市教委とその管轄下にある取手市の学校現場に遍く再発防止策を浸透させるためには、学校の教職員及び市教委の職員全員が、十分にその課題とその再発防止策の内容を理解し、再発防止に取り組むとともに、不断にその効果について検証を重ね、制度をより使いやすいものにしていく自律的かつ継続的な努力が必要である。

そのためにも、再発防止策の実施について、個々の学校や市教委の職員の自助努力にゆだねるのではなく、制度化を図るべきである。具体的には、以下の通りである。

- 市長と市教委が、年に2回以上総合教育会議を実施し、責任を持って当該再発防止策の実施状況を確認するとともに、市長はその予算等の確保もする。

- 取手市いじめ問題専門委員会や教育委員会に定期的に実施状況について報告をする。その際、生徒や教職員等からのアンケート結果等定性的なデータもそのまま共有する。

#### 課題⑮ 旧調査委員会が調査内容が記録されている資料を全て廃棄したこと

##### 課題⑮—事実（調査報告書44頁～45頁）

旧調査委員会は、調査内容が記録されている資料を廃棄した。市教委が旧調査委員会に対して確認したところ、「調査内容は不完全なもので、遺族から調査結果を公表しないでほしいとの要望があるため、今後開かれるであろう新たな調査委員会への影響を考慮し、調査内容については一切報告せず、審議経過の概略のみ報告し、併せて、調査資料の一切を廃棄する」との回答を受けたとのことであった。

##### 課題⑮—理想

重大事態ガイドライン11頁において、「重大事態の調査を行う主体（第三者調査委員会等）が実施した調査の記録」については、「調査により把握した情報の記録は、各地方公共団体等の文書管理規則等に基づき適切に保存すること。」と定められている。

また、保存期間については、「個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましい。」と定められている。

そのため、たとえ旧調査委員会を解散する場合であっても、旧調査委員会は、調査内容を記録した資料については、適切に調査資料を保管して5年間保存するとともに、県調査委員会に対して当該資料を引き継ぐべきであった（調査報告書82頁）。

##### 課題⑮—原因

旧調査委員会は、前述のガイドラインについて十分な認識をしていなかったと思われる。また、市教委において、当該記録の扱いについて明確にしていなかった点も旧調査委員会における調査記録の廃棄をもたらしてしまったものと考えられる。

##### 課題⑮—再発防止策

旧調査委員会は、いわゆる第三者委員会であることから、旧調査委員会において、内部でガイドラインに則った対応をしていない場合には、外部からこれを是正することは困難である。

そのため、第三者委員会を設置する際の設置要綱に、必ず調査記録については、解散した場合であっても廃棄せずに保存すること等を盛り込むべきである。